

平成22年第4回
美唄市議会定例会会議録
平成22年12月7日(火曜日)
午前10時00分 開議

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

出席議員(14名)

議長	内馬場	克康	君
副議長	谷村	孝一	君
2番	森川	明	君
3番	五十嵐	聡	君
4番	高田	正則	君
5番	高橋	幹夫	君
6番	阿部	義一	君
7番	長谷川	吉春	君
8番	米田	良克	君
10番	小関	勝教	君
11番	土井	敏興	君
12番	本郷	幸治	君
13番	紫藤	政則	君
14番	林	国夫	君

欠席議員(2名)

1番	吉岡	文子	君
9番	白木	優志	君

出席説明員

市長職務代理者副市長	板東	知文	君
総務部長	藤井	英昭	君
市民部長	岩本	良一	君
保健福祉部長兼福祉事務所長	中川	直紀	君

商工交流部長	中井	英雄	君
農政部長	須田	正毅	君
都市整備部長	山口	隆慶	君
市立美唄病院事務局長	高倉	雄二	君
消防長	霜田	公法	君
総務部総務課長	大崎	聡	君
総務部総務課総務係長	村上	孝徳	君

教育委員会委員長	白戸	仁康	君
教育長	安田	昌彰	君
教育部長	前田	敏和	君

選挙管理委員会委員長	後藤	泰彦	君
選挙管理委員会事務局長	秋場	勝義	君

農業委員会会長	佐藤	博道	君
農業委員会事務局長	林	忠男	君

監査委員	扇谷	均	君
監査事務局長	鎌田	覚	君

事務局職員出席者

事務局 局長	岡嶋	博文	君
次 長	中平	匡司	君

午前10時00分開議

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 高橋幹夫議員
6番 阿部義一議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

10番、小関勝教議員。

10番小関勝教議員（登壇）平成22年第4回定例会に当たり、大綱2点について市長職務代理者並びに教育長に質問をいたします。

大綱の1点目は、一般廃棄物中間処理施設についてであります。生ごみと可燃ごみについては、再三にわたり質問をしてきた経緯があります。特に生ごみの減量化に向けては、平成17年度に電動生ごみ処理機による各家庭での処理の助成を検討しては、また、直近では平成21年度の第1回、第3回定例会において、生ごみの堆肥化の各自治体の取り組み状況、可燃ごみの分別収集、さらには可燃ごみ処理体制の取り組み状況等について質疑をしてまいりました。これらについては、紙類の分別回収には新たな経費負担増になるため分別は無理、また、南空知広域協議会では焼却処理の広域化は困難とされ、生ごみを含む可燃ごみについては、高温の水蒸気と高圧処理による固形燃料化するシステム等処理方法について庁内検討委員会で検討し、交付金の活用から月形との共同処理について協議を進め、年内、すなわち平成21年度12月末までに方向性を明らかにすると答弁がありました。しかし、昨年未までの方向性は何ら明らかに示されておりません。今回、第6期総合計画調査特別委員会において中間処理施設の考え方が提示され、見込まれる成果として

加温燃料として利用することで、重油等の使用量を削減でき、ごみの減量化と再資源化が図られ、環境型社会の推進に資するとありました。これらについて、議員協議会、特別委員会、分科会等で多くの議論がありましたが、改めて何点かお聞きをいたします。

1つ目は、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会として、可燃ごみについては実質上広域化を行わないと受けとめてよいのか。

2つ目には、可燃ごみ以外の処理については、今後、広域処理は協議を継続するとありますが、何を指して広域の中で対応を図ろうとしているのか。

3つ目に、平成21年度末で処理方法について方向性を示すとされていましたが、この1年間示されておりませんでした。この間に示されなかった理由、また庁内検討委員会の協議会経過、協議内容等について。

4つ目には、今回示された中間処理施設、高温高圧リサイクル施設が最適と位置づけられた経過と実稼働の実態調査等について。

5つ目には、高温高圧処理施設の事業費に対する費用対効果、例えば、最終処分場の延命化に対する効果、法定耐用年数、稼働経費等々について、どのように分析をしたのか。

6つ目には、これらの施設導入にかかわって市民に対する費用負担はどのようになるのか。

7つ目には、施設導入に伴う国の補助体制はどのようになっているのか。

大綱2点目は、教育行政についてであります。本市も全国自治体同様、少子高齢化が進む中、学童の減少により小中高等学校の統廃合が進められています。また、東栄小学校も

明年4月には東小学校との統合が行われると聞いております。このように統廃合による校舎が未利用化となり、各地域において地域環境の悪化や防犯対策が急務との意見もいただいているところでございます。そこでお聞きをいたしますが、1つ目に、今後の廃校の利活用をどのように取り進めていかれるのか。

2つ目に、平成25年度に統合が予定をされている美唄高校と美唄工業高校の統合に向け、どちらかが廃校になるわけですが、この廃校の利用をどう考えているのか。これは、残された期間まだ2年ありますけれども、しっかりと道教委とも協議をして、これらのことについてしっかりと利活用を検討すべきではないかと思いますが、それぞれについてお答えをいただきたいと思っております。

以上、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
小関議員の質問にお答えします。

初めに、一般廃棄物中間処理施設について、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会についてであります。南空知地域ごみ処理広域化検討協議会では、各自治体の対象可燃ごみの相違や、構成自治体の減による財政的問題、既存施設を有していることによる緊急性の相違、また、施設の建設場所など、さまざまな課題があることから、可燃ごみの広域焼却処理について、平成24年度からの開始は困難であるという協議内容を平成21年8月に北海道に報告したところでございます。

次に、焼却処理以外のごみの処理についてであります。焼却処理以外のごみの広域処理につきましては、昨年10月に開催した幹

事会で協議した結果、生ごみについては、各自治体におけるごみ処理方式が異なっていること、また、資源ごみについては、各自治体の施設で対応が可能なことから、現状ではいずれも広域で処理することは難しい状況にあることを確認しているところでございます。

次に、処理方式の方向性などについてであります。平成21年12月を目途に方向性を明らかにすることとしておりましたが、さまざまな処理方式があり、検討に時間を要したところでございます。

次に、庁内検討委員会につきましては、平成21年7月に設置し、これまで延べ6回の会議を開催したところであります。検討経過と致しましては、本市のごみ処理の現状、ごみ処理にかかわる課題、今後のごみ処理方式などについて協議を行い、処理方式の方向性を決定すると共に、美唄市一般廃棄物処理基本計画（素案）の内容について協議を行ったところでございます。

次に、高温高压処理に至った経過についてであります。ごみの再資源化を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の推進に資する処理方式で、かつ現在の収集体制を変えないで処理できることを基本に一括処理を行う5つのケース、生ごみと可燃ごみを分けてそれぞれ処理を行う6つのケース、委託処理を行うケースの12通りの処理方式について検討いたしました。これらの建設費及び維持管理費、燃料利用等の効果などを比較し、さらには可燃ごみの収集体制が類似している月形町との共同処理なども視野に入れて、コスト面など総合的な観点から検討した結果、高温高压による処理方式が望ましいとの判断に至っ

たところでございます。

次に、高温高圧処理施設の事業費に対する費用対効果についてであります。今回の高温高圧システムによる効果といたしましては、生ごみを含む可燃ごみを生成物として資源化することで、1つには、リサイクル率の向上と、2つ目には、固形燃料の使用による温室効果ガスの削減、さらには最終処分場の延命化が図られるものと考えております。

次に、市民に対する費用負担についてであります。本市ではごみ有料化を実施しており、負担割合と致しましては、ごみ処理に要する収集運搬費、施設管理費など年間経費の25%を負担していただくこととしております。中間処理施設を建設した場合には、起債の償還費と施設の維持管理費が新たに加わることとなりますが、ごみ排出量を抑制するなどにより、ごみ処理経費の削減に努め、負担割合などについては、そういった中で検討してまいりたいと考えております。

次に、施設導入に伴う国の支援策等についてであります。環境省の循環型社会形成推進交付金につきましては、市町村が廃棄物のリデュース、リユース、リサイクル、いわゆる3Rを総合的に推進する廃棄物処理リサイクル施設の整備に対しまして支援するものであり、条件といたしましては、人口5万人以上、または面積400平方キロメートル以上の地域計画、または一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体が対象となっているところでございます。

また、農林水産省の地域バイオマス利活用整備交付金につきましては、廃棄物系バイオ

マスの90%以上、かつ未利用バイオマスの40%以上の利活用が図られること、さらにはごみの生成物の利活用においても農業目的に資することが必要要件となっております。また、現行の地域バイオマス利活用交付金は平成23年度までとなっていることから、農林水産省の交付金の活用につきましては難しいものと考えております。このため、中間処理施設整備につきましては、環境省の交付金の活用を検討しているところであります。

次に、統廃合による校舎について、統廃合に伴う校舎の今後の利活用についてであります。旧西美唄小学校につきましては、地域との協議を踏まえ、老朽化が著しいこともあり解体撤去の方向としているところであります。購入の意向があった場合には、売却による処分も考えているところでございます。また、旧茶志内小学校及び光珠内中央小学校につきましては、国の財産処分手続の弾力化の考え方にに基づき、地域の活性化につながるよう他市町村の取組事例を参考とし、地域の方々の意向を伺いながら、その利活用のあり方について、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 小関議員の質問にお答えします。

初めに、東栄小学校閉校後の利活用についてであります。本年5月に保護者の皆さんから統合についての承諾書の提出をいただいて以降、保護者や地域の皆さんからは体育館はこれまで同様の利用を認めてほしい。児童館や研修施設などの複合的施設や福祉目的の

施設として活用してほしいなどの要望が出されております。また、庁内の検討委員会においては、老朽化が著しい体育センターの代替施設としての活用、東明地区の生活館的な活用、低価格で宿泊できる施設としての活用などの意見が出ております。

いずれにいたしましても、今後施設等の有効活用を図る上で、市全体でどのように活用していくのかについて検討を進めることが必要と考えております。

次に、美唄工業高等学校の跡利用についてであります。美唄工業高等学校は、現在の1年生が卒業する平成25年3月までは校舎等を使用することから、北海道教育委員会では、現段階において検討は行っていないと伺っております。

教育委員会といたしましては、今後、道教委の動向を把握してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 10番、小関勝教議員。

10番小関勝教議員 一通り答弁いただきました。改めて自席から何点か質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

中間処理施設に関することですが、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会の状況については理解をいたしました。

他に、今回の高温高圧処理に至った経過ですけれども、現在の収集体制を変えない処理のことを基本にすえた、こういうふうに答弁されておりました。この基本にすえた根拠ですけれども、何をベースにしたのか、単に分別収集における経費が年間約3,000万ぐらいかかるという、委員会やなんかでもそう

いう答弁がありましたけれども、この増大という以外にも堆肥化だとか、バイオエタノール化等々、処理方法についてはいろいろなものがあると思うんですね。これらの当然比較も判断されたことだと思っておりますけれども、これら含めて、どのような議論を踏まえて、この高温高圧処理施設に行き着いたのか、その根拠を教えてくださいたいと思います。

それと、月形町との共同処理等も視野に入れて最も安価な処理方法でこのシステムは望ましいと、今答弁をされておりましたけれども、この月形町との協議の経過、そして最も安価な処理方法というのは、どれらの施設との比較をして、ここの一番安いという形に辿り着いたのか、先の特別委員会やなんかで比較表で12通りの中に最終的にかかる33億とか32億とか34億というのが出てました。しかし、これらの積算がしっかり読みきれない、そんなふうな数字に見えて仕方がないんです。だから、これが一番安いというのはもっとほかに、全体的では安い価格のものもあったというように思うんですけれども、これが一番安いというところに行き着いたことについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、事業費に対する費用対効果ですけれども、生成物の資源化、リサイクル率向上等々、最終処分場の延命に繋がると今答弁がありましたけれども、私が聞いているのは、延命化を図る上で今回検討している高温高圧が、事業費等に対してどのように効果が望めるんですかっていうことを聞いたつもりだったんですけれども、お答えとしてはそのような形がなかった。計画施設の耐用年数だとか、稼働費等々シミュレーションをして、費用を

投資して比較して最終処分場は何年ぐらい延命が可能なのか。そのために、これだけの効果が臨めますよということを実は聞いたつもりだったんですけど、このことに対して改めてお答えをしていただきたいと思います。

それから、市民負担の部分は今後検討していきたいということですから、それは市民負担が生じるのか、生じないのか、それはまだ今後検討するということなんで、これらについては、しっかりとした数字が出た段階で市民の方々にも示していただきたいと思います、このように思っております。

それと廃校の利活用ですけれども、公募売却がベターだというふうに思っていますが、仮に価格面や税負担等々により売却が進まない状態が生じた場合、市として今後も管理を続けていかなきゃならんことになるわけだ。廃校地の環境整備、雑草処理だとか防犯等々、巡回したりなんかすると費用等もかかるといけないというふうに思っております。税制上も含めて今後検討していただきたいと思います。

また、先進地なんですけども、新冠町のところでは廃校を活用してもらうためにインターネット等で公募をしたりしているようです。この物を買ってくれたりしてくれるところ、会社だとか、いろいろほかにありますけれども、それらになんか優遇措置を講じているというふうに聞いているわけですけども、もしこの優遇措置、新冠で行っているこの内容等が分かれば、少しくお聞きをしたいというふうに思います。お願いします。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君 小関議

員の質問にお答えします。

初めに、収集体制を変えない根拠などについてであります。分別による市民負担の増加や収集運搬経費の増加が見込まれることから、収集体制を変えないで処理することを基本としたところでございます。

また、処理方式については、高温高圧処理など、一括処理を行う5つのケース、バイオエタノールや堆肥化など生ごみと可燃ごみを分けて、それぞれ処理を行う6つのケース、委託処理を行うケースの12通りの処理方式について比較検討した結果、整備する施設が1つで済み、また、建設費及び維持管理費、燃料利用等の効果の総額で最も安価な処理方式である高温高圧処理が望ましいと考えたところでございます。

また、月形町との協議につきましては、南空知地域ごみ処理広域検討協議会の検討結果を踏まえ、国の交付金制度の活用や、両市町の収集体制を大幅に変えず処理できることなどの観点から、高温高圧処理システムについて協議をこの間行ってきたところでございます。

次に、最終処分場の延命化への効果についてであります。高温高圧システムの法定耐用年数につきましては7年となっておりますが、設備の適正なメンテナンスを行うことによって、使用年数は15年と考えております。最終処分場につきましては、現状のままごみを全量埋め立て処分すると、平成28年度で満了となるものと推計しておりますが、中間処理施設を平成26年度から稼働することにより、概ね8年程度延命が図られると推計しているところでございます。

次に、統廃合に伴う校舎の今後の利活用についてであります。廃校の再利用に際しましては、取得希望者には校舎の改修費と新たな固定資産税が負担となりますことから、新冠町においては、平成19年度に学校跡施設再利用促進に関する規則を制定し、売却に向けての支援措置を講じているところでございます。その内容といたしましては、地域の活性化や地場産業の振興を目的として、旧校舎を取得した場合には、取得価格の20%を交付金として支援するほか、取得希望者の事業の安定化を図るため、納付した固定資産税相当額を3年間は10割、4年目、5年目は、その5割を交付金として支援することとしており、この制度を活用し、これまで5校が会社事務所、民間の福祉施設や美術館などとして再利用しているところでございます。

本市におきましては、これまで新冠町の取り組み事例などを調査したほか、製造工場や事業所としての利用も視野に検討を重ねてきたところでございますが、今後さらに、他市町村の取り組み事例なども参考とし、利活用のあり方について全庁的に検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 10番、小関勝教議員。

10番小関勝教議員 学校の廃校利活用については、先進事例などもよく調査をしていただいて、出来るだけ早く今廃校になっている利活用に進めていただきたいなど、このように思います。

中間処理施設の関係なんですけども、答弁何回か今お聞きをしましたけども、どうも私の質問している質問の仕方が悪いのかどうか

わからないんですけども、ちょっと自分にマッチしたような方向性がちょっと見えないので、改めてお聞きをしたいと思います。

少し視点を変えますけれども、美唄市の基幹産業、農業だということは皆さん周知のとおりであります。この農業につきましては、水田、畑地、それぞれで農産物を生産するために化学肥料、俗に言う化成肥料、そして有機質肥料を投入してるわけです。特に、高品質な農産物を生産するためには、有機系肥料は欠かすことができない。今平成21年度ですけれども、市内峰延、それから美唄農協の関係ですけれども、この市内の農協で水田等に投下された有機質肥料、年間で約870トン、20キロベースにしますと約4万3,500袋が投入をされてるわけです。これらも今高いものは4,000円もする有機質肥料もありますし、安いものでは鶏糞等では五、六百円のものもありますけれども、平均で大体1,500円から1,200円ぐらいが一体の今販売価格になっております。1,500円にしてもこれらの有機質を投入している購入総額は約6,500万に上ります。いかにこの有機質肥料というのが農地に必要なものかということが伺えるわけです。これらを踏まえて、今回の高温高圧処理施設の中間処理を計画をしていますけれども、この固形燃料化にかかる施設というのは全国の88自治体、50ヶ所が今施設として設置をされている。しかし、この50施設の大半が固形燃料が売れないで今困っているという状況。中にはお金をつけて、そういう製紙会社だとか電力会社に売っているという事で、読売新聞10月の25日ですけれども、固形燃料が売れ

ずという、こういう新聞報道もありました。これは会計検査院が調査した中で、大半の施設が公費で引き取りを依頼していると。一方では、「ごみの再生、夢破れたり。いいこと何もなかった」というのは和歌山県の湯浅町のところの記事が載っております。ただ、これらの記事の中で、運営がうまくいってますよという記事も最後の方に載っております。それはどこだったら、富良野では順調に稼働してまですって書いてある。この富良野の場合は、生ごみを分別して堆肥化施設と固形燃料をつくる、製造していると。そしてこの固形燃料については、売却が満度完了している。唯一この富良野が順調だと、こういうふうに新聞に載っているわけです。この固形燃料につきましては、ビニールだとかプラスチック類も可燃ごみとして混入をして製造していると言われております。このビニールだとかプラスチックというのは、熱カロリーを高める固形燃料を生成するのに必要だということでもありますし、一方では、塩素系を薄めていく、そういう力も持っているものだと、そういうものを活用して富良野では生成しているというふうに聞いております。こういうことで、富良野もやっぱり農業が基幹産業なんですよ。だからここで堆肥化したものについては、すべて農業者に販売をしている。実際に出てる生ごみからできた肥料についても、これで量としてはまだまだ足りないという状態の中でやってる。残りは当然農協等から不足分は買って、畑地等に投入しているということですから、このように美唄も、冒頭言いましたけれども基幹産業、農業です。あれだけの投資額を納めて今土づくりを進めていると。こうい

うことを考えると、可燃ごみと分別をして、農業に活用できる生ごみの堆肥化だとか、これ当然検討していいんでないのかなと、こんな思いも実は私はしていました。

いずれにいたしましても、これら今お話をした内容等を総合的に考えたときに、現在検討している高温高圧処理ではなくて、改めて堆肥化と、それから可燃ごみプラス農業ビニール、農業ポリを活用した固形燃料化を今後さらに検討していいのかなと、こんなことを御提案申し上げたいと思います。

また、岩見沢もごみ問題を抱えて、来年平成23年3月末を目途に結論を出すという報道もされておりますので、もう少し慎重な検討が必要でないかなと、このように思っていますけれども、職務代理人としていかがお考えなのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

議長内馬場克康君 市長職務代理人副市長。

市長職務代理人副市長板東知文君 小関議員の質問にお答えします。

中間処理施設の整備についてであります。建設費、維持管理費、燃料利用等の効果などを比較しながら、さらには月形町との共同処理なども視野に入れて、コスト面などを総合的に検討し、高温高圧システムによる処理システムが望ましいとの判断に至ったわけでございます。なお、月形町とのこれまでの協議経過、あるいは道に対する環境省の交付金の申請、さらには岩見沢市の動向などございますけれども、現時点における中間処理施設の方式につきましては、美唄市一般廃棄物処理基本計画の素案に記載の高温高圧処理方式を予定しているところでございますが、今後、実施

に向けてさらに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

4番、高田正則議員。

4番高田正則議員（登壇） 平成22年第4回定例会に当たり、大綱3点につきまして、市長職務代理者に質問いたします。

大綱1点目は、地域経済振興についてであります。

その1つ目は、商工業、建設業の現状についてであります。不安定な経済情勢の中にあつて、景気は全国的には上向き基調にあるとの報道もなされてきたところではあります。政府の月例経済報告によると、10月には1年8ヶ月ぶりに基調判断が下方修正され、11月は足踏み状態とのことあります。一方、地方経済はいまだ低迷状態にあると感じているところではあります。本市における商工業及び建設業の現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

その2つ目は、雇用状況についてであります。平成21年度末をもってハローワーク美唄出張所が統合されたところではあります。美唄市内の雇用状況について有効求人倍率、新規求職者の状況及び求職者がどのような職種を希望しているのか、また、市内の新規求職者の求人倍率はどのような状況になっているのかお伺いいたします。

さらに就労者の所得金額の推移として給与所得者の10年前と直近の人数及び一人当たりの平均給与所得額についてお伺いいたします。

その3つ目は、地元調達についてでありま

す。地元調達を進めることは、地域経済振興にとって有効なことであると考えているところではあります。美唄市の財政支出のうち地元美唄市内に落ちている金額は幾らくらいあるのか、過去3年間の一般会計での状況についてお伺いいたします。

また、地域経済活性化のための地元調達、発注についてどのようにお考えかお伺いいたします。

大綱2点目は、行財政改革についてであります。

その1つ目は、定員適正化計画についてであります。財政健全化により多くの負担を求められている市民にとって、市の行財政改革、特に市職員の定員や配置については大きな関心を寄せているところではあります。平成18年度から平成22年度までを計画期間とした定員適正化計画の進捗状況と、平成23年度からの新たな計画策定の考え方についてお伺いいたします。

その2つ目は、指定管理者制度についてであります。行財政改革の一環として、民間活力の導入がふさわしい分野については指定管理者制度を導入していると思いますが、導入状況とその効果についてお伺いいたします。

大綱3点目は、市立美唄病院についてであります。市立美唄病院については、数次にわたる経営健全化の取り組みが十分に達成できず、また、新しい臨床研修制度の導入に伴い、医師の確保がより一層困難になるなど、平成19年度末には累積債務が23億4,950万円となり、平成20年度に財政健全化計画や市立美唄病院改革プランを策定し、この計画やプランの実施を前提に病院特例債8億3,

920万円を借り受けたところであります。このプランや健全化計画では計画の後半期に当たる平成25年度から27年度にかけて、一般会計から14億3,000万円という多額の繰り出しを行い、繰り越し債務の解消を図る内容となっており、市立美唄病院の経営が計画どおりに着実に推進されなければ、一般会計を含む財政健全化計画の更なる見直しが必要となり、事業事務の中止、市民負担の増加など、本市のまちづくりに大きな影響を与えることとなります。こうした意味で市立美唄病院の経営は市民に対する医療サービスの提供にとどまらず、本市の財政健全化を図り、未来に向けたまちづくりを進めていくためにも、最大限の関心を持って経営の動向などを見きわめていく必要があると考えているところであり、こうした観点から、以下質問いたします。

その1つ目は、市立美唄病院の現状及び医師確保の取り組みについてであります。市立美唄病院は平成22年3月に策定した経営健全化計画と比較し、現在の経営状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、98床の病床を有効に活用するためには、内科医師の確保による入院再開が不可欠であると考えますが、現状の常勤医師数、また、医師の確保に向けたこれまでの取り組み及び確保の見通しについてお伺いいたします。

その2つ目は、市立美唄病院の今後のあり方にかかわるこれまでの検討経過についてであります。平成22年3月に策定した経営健全化計画には、平成25年度までに市立美唄病院の機能、規模などのあり方について結論

を得ることとされております。これまでどのように議論を進めてきたのかお伺いいたします。

その3つ目は、機能、規模に対応した比較検討の状況についてであります。市立美唄病院のあり方については、市民の間にさまざまな意見があると承知しているところであります。岩見沢市や砂川市に近いことや市内の医療機関の存在を踏まえると、現在のような病床数は必要なく、内科、外科、人工透析などに特化し、これに必要な病床にスリム化し、老朽化した病院の建て替え費用を圧縮すべきとの意見がある一方で、市民に身近なところで医療サービスを提供するため、現行規模の病院が必要との意見もあるとお聞きするところであります。平成25年度までに一定の結論を出す必要があることを勘案すると、市役所内部ではスリム化した場合や、現行規模の場合の検討は当然行っていると考えますが、スリム化した場合と、現行規模の場合のメリットやデメリットについてお伺いいたします。

その4つ目は、今後のスケジュールについてであります。平成22年度の半ばを過ぎた今、平成25年度までに一定の結論を得ていくためには、結論を得ていくための検討のスケジュールや手順などを盛り込んだ工程表に基づき着実に検討すると共に、工程表も含め、これまでの議論経過も情報提供すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
高田議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済振興について、商工業、

建設業の現状についてであります。本年1月に市内の企業を対象に実施しました経営・設備投資動向調査では、経営状況の指針となる売上高が卸小売業46社のうち52%が前年同期と比較して減少、26%が横ばい、22%が増加となっており、昨年度実施いたしました調査結果との比較では減少したと答えたところが18ポイント減、横ばいは4ポイント増、増加は16ポイント増となっております。また、製造業では31社のうち55%が減少、35%が横ばい、10%が増加となっており、昨年度の調査結果との比較では減少したと答えたところが2ポイント増、横ばいが7ポイント増、増加が9ポイント減となっております。また、建設業では34社のうち44%が減少、50%が横ばい、6%が増加となっており、昨年度の調査結果との比較では減少が1ポイントの増、横ばいが15ポイント増、増加が16ポイント減となっております。これらの回答結果から、本市における商工業は一部において多少の回復の兆しはあるものの、全体では依然として厳しい状況が続いているものと考えております。

次に、雇用状況についてであります。ハローワーク岩見沢所管の本年4月から10月までの平均有効求人倍率は0.39となっており、昨年同期との比較では0.07ポイント上回っております。また、当該月に新たに受け付けた美唄市内の求人・求職者数を用いて算出する新規求人倍率では、本年4月から10月までの平均で、0.86となっており、昨年同期との比較では0.24ポイント高くなってきていることなどから、市内の雇用状

況は徐々に改善傾向にあるものと考えております。一方、新規の職業分類別求人数及び求職者数では、専門技術管理にかかわる分野の求人数が最も多く133人、この分野を希望する求職者数は63人、また、生産・労務の分野にかかる求人数が116件、これに対して求職者数は214人となっているなど、企業等の求人数と求職者の希望する職種に乖離があり、依然としていわゆる雇用のミスマッチが伺える状況にあると考えております。

次に、給与所得者の状況についてであります。本市の市税概要で申し上げますと、平成10年分の給与所得者が9,020人で一人当たりの平均所得が305万円、平成20年分では7,180人で約257万となっており、10年間で給与所得者が約20%減少し、平均所得も約15%減少となっているところでございます。

次に、地元調達についてであります。一般会計における公債費、諸支出金、前年度繰上充用金を除く歳出では、平成19年度が支出総額98億5,000万円のうち支払い相手が市内のものが70億8,000万円で72%、平成20年度が93億1,000万円のうち61億5,000万円で66%、平成21年度が114億3,000万円のうち67億6,000万円で、59%となっております。このうち物品等購入など一般的な支出については、可能な限り地元調達に配慮しているところではございますが、支出額の中には電気料金、共済組合負担金、市外の機関を通じて支払われる扶助費など、直接市内で支払いきれないものも多く含まれているところでございます。特に、平成21年度は国営農

業再建対策事業として、約13億7,000万円支払っていることから、例年より市内支出の割合が低くなっているものでございます。

いずれにいたしましても、今後とも地域経済の活性化に向けて、競争性、公平性、公正性を確保しながら地元調達について十分配慮していきたいと考えております。

次に、行財政改革について、定員適正化計画についてであります。美唄市自立推進計画に基づき、目標年次を平成22年度の5ヵ年とする計画を平成18年3月に策定し、目標職員数を392人といたしたところでございます。その後、国が示す定員モデルや類似団体職員数などを踏まえ、平成20年10月には見直しを行い、目標職員数を360人に変更したところでございます。結果として組織機構の見直しや職員の適正配置のほか、指定管理者制度の導入や、事務事業の見直しなどにより、目標年度の平成22年4月には目標人員より1名少ない359人となり、目標人員を達成できたところであります。今後の計画につきましては、厳しい財政状況の中市民の信頼にこたえられる行政を進めていくために、引き続き適正管理に取り組む必要があると考えております。このため、計画の策定に当たりましては、平成23年度からスタートする第6期美唄総合計画前期基本計画を踏まえ、財政健全化計画との整合性を図りながら、限られた行政資源である人材の、より効率的効・果的な活用などを基本に組織及び運営の合理化と規模の適正化に向けて、現在平成23年度からの定員適正化計画の策定を進めているところでございます。

次に、指定管理者制度の導入状況について

であります。本市におきましては、平成18年4月からこれまで48施設に指定管理者制度を導入しているところであります。導入の効果といたしましては、1つには、これまで公共的団体や自治体が出資する法人等に限定されていた公の施設の管理業務に民間事業者が参入できるようになったことから、新たな雇用創出のすそ野が広がったこと。2つ目には、直営施設に配置されていた職員の配置転換を行い、その施設の経費削減が図られたこと。3つ目には、職員の再配置による他分野への市民サービスの向上が図られたこと。4つ目には、民間事業者の参入により、官民一体となったまちづくりが促進されたことなどがあげられるものと考えております。

次に、市立美唄病院について、現在の経営状況及び医師確保の取り組みについてであります。経営状況につきましては、10月末現在の状況で申し上げますと、支出では、給与費や材料費など費用の縮減が見込まれますものの、収入では患者数及び診療単価が計画を下回ったことから、診療収益は減少しており、経常収支は計画より下回る状況となりましたが、10月以降の患者数は増加傾向となっており、引き続き計画の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、現在の常勤医師数は8名で、うち内科医師は1名となっております。今後の医師の確保に向けた取り組みといたしましては、道内国公立大学医学部や北海道保健福祉部などへ要請を行うと共に、北海道医師会報や医師紹介会社を活用した求人活動を行ってきたほか、これまで市立病院にかかわりのあった医師に

お会いし、要請を行ってきたところでございます。こうした事から平成21年7月に週3日の非常勤医師1名、9月に週1回の非常勤医師1名、11月には嘱託医師1名を確保したところであり、そのうち2名の内科医師については、本年度においても継続勤務となっておりますが、常勤医師の確保には至っていないところでございます。

なお、今後の見通しにつきましては、道内大学の医学部に所属する医師の絶対数が不足している現状や、医師の地域偏在など依然として厳しい状況が続いておりますが、引き続き確保に向けて粘り強く取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後のあり方にかかわるこれまでの検討経過についてであります。市民が安心して生活できる医療体制の構築に向けて、地域医療の今後の在り方や市立病院が果たすべき役割等に関して、意見交換等を行うため市医師会を初め、市内の各機関・団体を持って組織する美唄市地域医療に関する懇談会を平成20年6月に設置し、これまで6回開催しているところでございます。懇談会におきましては、医療提供体制のあり方として、市立病院が他の医療機関との連携のもとで1次から1.5次医療を提供すると共に、2次医療圏の拠点病院との結びつきをいかに深めていくかなどについて意見交換を行ってきたところであり、本年11月の懇談会では、救急医療、人工透析、療養病床の必要性などについて意見が出されたところでございます。

また、市内においては、平成20年5月に設置した地域医療庁内検討委員会を初め、関連部署による協議を行っており、その中では

昨今の医療環境の変化に伴い専門医の確保が難しくなっている事から、プライマリケア、ターミナルケア、在宅医療、総合医の必要性や新たな保健・医療・福祉の連携など、今後求められる地域医療のあり方などについても議論しているところでございます。

次に、機能、規模に対応した比較検討の状況についてであります。市立病院のあり方については、病院改革プランや経営健全化計画で、平成25年度までに一定の結論を得ることとしておりますが、現在市内において地域医療に関する懇談会での意見や市内の医療機関等の動向なども踏まえ、今後の医療提供体制をどのように構築していくのか検討を行っているところであり、方向性が一定程度明らかになった段階で、市立病院の機能や規模等について組み立てて行かなければならないと考えており、現時点において、これらの具体的な比較検討は行っていないところでございます。

次に、今後のスケジュールについてであります。公立病院の役割として、不採算部門であっても必要な医療を提供しながら、なおかつ、持続的な経営を目指すことが求められていますが、市立病院においては医師不足の状態が続いていることや、施設の老朽化など、現行の医療提供体制を維持する上でさまざまな課題を抱えている状況にあります。

また、医師を招聘するためには、保健・医療・福祉の連携のもと、地域の医療資源や地域特性を生かすなど、今後求められる地域医療のあり方とその推進が必要であると考えております。このため、市医師会を初めとして、市内医療機関との連携や、2次医療圏の拠点

病院とのネットワークをより確かなものとし、救急医療の提供を堅持しながら、急性期から在宅療養まで切れ目の無い医療提供体制の構築などについて検討し、地域医療に関する懇談会などにおいて、幅広い視点から御意見をいただきながら、今後の美唄市の新たな地域医療の方向性と、市立美唄病院のあり方などについて、一定のスケジュールのもと進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 4番、高田正則議員。

4番高田正則議員 一通りお答えをいただきました。ありがとうございます。自席から何点か再質問させていただきます。

1点目は、地域経済振興の雇用状況についてであります。雇用状況は徐々に改善傾向にあると聞いております。一方で、商工業、建設業は全体として厳しい状況にあり、また、10年間で給与所得者数が20%減少し、給与所得者一人当たりの平均給与所得も約15%減少しているとのことあります。市民の生活もかなり厳しい状況にあると思われませんが、このような状況下において本市の経済雇用対策はますます重要になると考えますが、今後、どのような対策を講じようとしているのかお伺いいたします。

2点目は、地域経済振興の地元調達についてであります。地元調達について十分配慮していきたいとお答えをいただきましたが、地域経済活性化のため、地元調達発注についての考え方や取り組みはどのようになっているのか、具体的にお伺いいたします。

また、地元調達への配慮について庁内で徹底されているのかお伺いいたします。

3点目は、行財政改革、指定管理者制度についてであります。これまで48施設について導入されているとのことあります。図書館や学校給食センターなど、導入が可能と思われる施設も多くあると考えているところあります。今後の導入計画についてお伺いいたします。

4点目は、市立美唄病院についてであります。全国的に見ても病院の問題をめぐって、まちが混乱している事例も見受けられるところであり、そうした事態を招くことなく、市民との議論を積み重ね、理解を得ながら一定の結論を出していく必要があると考えているところあります。平成20年度に策定した財政健全化計画や市立美唄病院改革プランでは、特例債を借り受け、当面の早期健全化団体への転落を回避しましたが、医師確保、2次医療圏を含めた病院間の連携、建物の老朽化など大きな課題が山積したままであり、ある意味では問題を先送りしたとも言えると考えているところあります。こうした点を勘案すると、平成25年度が病院問題だけでなく、本市のまちづくりを進める上で大きな岐路にあるという認識を市民と共有し、問題解決に当たっていくことが求められていると考えているところあります。これら課題の解決に向けたお考えをお伺いいたします。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 高田議員の質問にお答えします。

初めに、雇用対策についてであります。市といたしましては、求職者の方が就業できるよう雇用対策に努めなければならないと考えておきまして、今後におきましても、国や

道の交付金などを有効に活用し、雇用の創出につながるよう、例えば、農商工連携など、こういったものを通じて地域経済活性化対策にさらに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、地元調達への配慮についてであります。本市におきましては、工事の発注の一部について、市内限定型の一般競争入札を本年6月から実施しているところであります。また、これまで国の経済対策を活用する事業については、地域経済の活性化、市内での雇用創出につながるよう、地元消費の拡大や地元企業が受注できる事業の実施に配慮してきたところでもございます。

今後におきましても厳しい本市の経済環境を踏まえ、可能な限り地元調達に配慮するよう、さらに庁内周知など必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、指定管理者の今後の導入計画についてであります。これまでの指定管理者選定委員会におきまして、東明公園ほか3公園、図書館の5施設について、引き続き導入を検討していくこととしたところでございます。また、学校給食センターにつきましても、当初導入を検討していたところでありますが、制度を導入した場合、現在道から派遣されています栄養士と指定管理者との調理業務にかかわる指揮系統などに課題がございまして、指定管理者制度になじまない事や、他市町村でも導入していない状況などを踏まえ、指定管理者選定委員会において導入を検討する施設から除外しているところでございます。

最後に、病院問題についてであります。本市の今後のまちづくりや市民の生活に大き

な影響を与えるものと認識しておりますことから、市民の皆さんを初め、医師会や市内医療機関と慎重に議論を深め、共通認識に立ちながら医療環境の変化に対応し、本市の地域事情や医療課題に合わせた医療提供体制の構築に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

議長内馬場克康君 次に移ります。

8番、米田良克議員。

8番米田良克議員（登壇） 2010年第4回定例会に当たり、教育行政に関し4点、教育長に質問をいたします。

最初に教職員の研修についてお尋ねをいたします。

その1つ目は、長期休業中の研修についてであります。ご存知のように教育公務員特例法の主旨は、校長は校外研修を認めることが基本と、私は受けとめております。しかし、今年の夏休みの状況を見ますと、学校の実態はそのようにはなっていないというふうに受けとめました。市教委として、本来のあるべき状態になるように、学校長を指導するべきではないかというふうに考えます。そのことについて、お答えをいただきたいと思います。

2つ目は、教職員団体としての研修についてお尋ねをいたします。教職員組合が取り組む教育研究集会は長い歴史を持ち、多くの研究成果も残しております。市教委として、組合の教研活動を認める立場にお立ちになるのかどうかお尋ねをいたします。

あわせて、美唄での集会で学校施設を使用することについて、どのようにお考えになっておられるかお尋ねをいたします。

2点目は、全国学力テストについてお尋ね

をいたします。本年は開始以来4回目の実施が行われました。ただ、4回目は昨年までと違って、30%の抽出方式というふうになりました。

4月のこれは新聞ですけれども、文科省は学テ検証へ実態調査を行うというのが新聞記事にあります。これは、教育委員会を対象にして制度の改善を探るといふ、そういう見出しで書かれておりますけれども、過去3回の全員参加方式への評価や地方独自でテストを実施しているかどうかを尋ねるなど調べるという事ですね。課題もそれらの課題について質問をすると。今回、今年の部分でいえば、3割の抽出で、残りは自主参加ということになったわけですが、相当数のというか、大方のといえますかね、市町村や学校が参加をしたという事で、結果として過去3年と同様に都道府県別の成績を集計し公表するという事をやられました。だから結果として、競争の過熱、あるいは序列化の懸念が引き続き残るということ北海道新聞は書いております。さらに、学テの宿題がいろいろ残っているのではないかとこの指摘をしています。このテストに関しては、文部科学省は都道府県教育委員会などに対して、結果の扱いに配慮を求めるといふことを言ってますね。そして、美唄においても議会質問などに対して、教育委員会はそういう視点で答弁を今までされてきています。ただ、この4回目を迎えたテストに関しては、まだまだ問題が残ることが書かれています。そして、法政大学教授で教育評論家の尾木直樹さんという方の意見が紹介されておりますけれども、「過去3年では、成績の良い子がテスト当日に休む

と、先生が迎えに行くというおかしな事態も起きた。学校で行われてきたのは点数を上げるためのトレーニングばかりで、本当の学力を伸ばすことにはなっていない。また、国際学力調査で上位のフィンランドは、このようなテストは廃止し、子ども一人ひとりの状態に応じて力を伸ばす習得主義に徹している。大学や高校の入試をしない国も多い。ただ、日本では保護者の世代を含めて、競争を重視する感覚からなかなか抜けられない。」こういう指摘をされております。

その後、10月になって、来年度からは理科を加えて3教科にするという報道がなされましたね。そして、11月になって、希望参加の学校を加えた結果の発表がなされて、北海道の場合、低迷の傾向は変わらないということで、これも新聞が書いております。

そこで私がお尋ねしたいのは、市教委、それから市内の小中学校の学力テストへの考え方はどういうものであるのかという事ですね。それは、得点競争や順位争いに巻き込まれているのではないかと、市民の心配の声が聞かれます。それから一方で、本議会の初日に、「美唄市教育委員会の活動状況に関する点検評価の報告」がなされましたけれども、この中では、評価委員の意見として、「学力の向上に向けた市教委としての方向性が示されなければならない。」というふうに出されてますね。そして、「教員個々のやる気や意欲を引き出す施策に教育委員会として積極的に取り組んでいただきたい。」という意見もつけられました。この教師に対して、やる気や意欲の内容をどう受けとめているか、これらの意見にどんなふうに対応されるのか、その辺のこ

ともお尋ねをしたいというふうに思います。

3点目は、心のノートについてお尋ねをいたします。心のノートが、学校に入るようになった経過をまずお尋ねをしたいと思います。そして、これは学校で使用しなければならないものかどうか、もし使用しなければならないとする考え方に立つならば、その理由や根拠を説明をいただきたいと思います。一部の学校で、学級での指導にこのノートを使用する、ノートの使用を強制する動きがあると聞きます。このことをどんなふうに考えるのか、お尋ねをします。

また、これらの動きに対して、市教委はどんな役割を果たされたのか、そのこともあわせてお尋ねをいたします。

次、4つ目に日の丸・君が代についてお尋ねをします。1999年に国旗・国歌法が成立をしたわけですが、この法律の国会審議の際に、政府並びに文部省の答弁では、この法律が成立することで学校で強制することはないとなっていました。ただ、ここ10年間の北海道内、それから美唄市の卒業式・入学式の動きというのは、私は随分強制が強まったというふうに受けとめておりますけれども、強制ということの問題について考え方をお尋ねをいたします。

それから2つ目として、現在の道教委の指導、これは6月、9月と続けて質問で取り上げてまいりましたけれども、道教委の指導の方針というのは大きく変化をしてきたというふうに受けとめています。とりわけ、教師に対するものとしては、職務命令をもってしても道教委の言う適正な実施、それに向けての指導というものを取り上げております。こう

いう考え方というのは、私は日本国憲法の規定に違反しているというふうに考えておりますけれども、これらについての考え方をお尋ねをいたします。

それから3つ目、これは子どもに関してでありますけれども、子どもの権利条約を日本が批准して、もう随分時間がたちました。子どもの権利条約の中の12条、14条、あるいは28条、これらの規定に子どもに対する強制というものは反するのではないか、その考え方をお尋ねをいたします。

以上、この場での質問は以上です。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、長期休業中の研修についてであります。国の通達において、「教育は特に教職員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が多いこと及び夏休みのように長期の学校休業期間があることなどを考慮し、学校休業期間については、教育公務員特例法第22条の規定の趣旨に沿った活用が図られるよう留意すること。」とされており、このほか道の通知及び事務連絡等を踏まえ、対応することとしております。

教育委員会としましては、このような観点から、各学校の教職員に共通認識が図られ、長期休業中の校外研修の取り扱いについて、適正に対応されるよう校長会等を通じて教職員を指導しているところであります。また、教育公務員特例法では、教育公務員はその職務を遂行するために、絶えず研修と修養に努めなければならないとされ、教員は授業に支障のない限り、校長の承認を受け、勤務場所

を離れて研修を行うことができる」とされており、各学校においては校長もその趣旨について十分理解し、運用されているものと認識しております。

次に、職員団体としての研修についてですが、職員団体が進める教育研究集会は、組合活動の1つとして認識しております。また、研究集会の開催場所についてですが、学校施設を使用する場合には、管理責任者の校長の許可が必要であり、許可するに当たっては、学校運営上支障なく、教育研究としての資質が備わっていることが必要であると考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、本調査は義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、国語と算数・数学についての基礎知識及び応用力を把握することとし、さらに、児童生徒の学習状況を調査することで、学校における指導方法に関する取り組みや、教育条件の整備等に関する教育施策の成果と課題の検証の上に立った改善等に役立てるものです。調査実施に当たって、その結果の扱いや実施後の取り組みの方向性についてさまざまな意見等がありますが、教育委員会としましては、学力の基礎となる国語、算数・数学の定着度合いの状況、学習に関する意欲、環境等を把握する上で必要なデータを十分に分析し、学校改善に向けた取り組みに活用することが重要と考えています。子どもたちが確かな学力を身につけることは、教育の大きな使命の1つであることから、全国学力・学習状況調査及び本市が独自に実施している標準学力検査の結果について、学力向上プロジェクトチームを設置し、現在

分析をしているところであり、家庭での学習習慣、地域住民による学校支援協力などの提言も必要であると考えております。

このため、今後においては、学校の序列化や競争につながらない事に配慮した公表も検討する必要があると考えております。

次に、心のノートについてですが、平成14年、校内暴力や少年による凶悪犯罪などの社会問題が背景となり、学校教育における道德教育の充実が一層求められた事から、文部科学省は心のノートを全国の小中学校に配布し、学校の教育活動全体で活用し、また、学校と家庭等が連携して、児童生徒の道德性の育成を通して道德教育の充実を図ることとしたものであります。また、文部科学省は道德教育の充実に資する補助教材としながら、教師が指導する際に子ども心に響く教材として位置づけており、市教委といたしましても、補助教材として活用が図られることが望ましいと考えております。

今年6月以降、全国で児童生徒の自殺が5件発生しており、11月に札幌で起きた痛ましい出来事は記憶に新しいところです。このような状況を受けて、文科省、道教委、本市教育委員会は、校長を初め、教職員があらゆる機会や授業を通して命の大切さ、尊さを考えさせる取り組みを進めるよう指示しているところでございます。

次に、卒・入学式にかかわる国旗・国歌についてですが、国旗・国歌の指導については、学習指導要領に基づき、具体的には、社会科で国旗・国歌の意義を理解させ、それを尊重する態度を育て、諸外国の国旗・国歌も同様に尊重する態度を育成すること。音楽

の授業では、国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるように指導すること。特別活動では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう指導することとしています。また、それは強制ではなく、適切に指導するものであると考えております。

次に、道教委の指導についてであります。国旗・国歌の児童生徒に対する指導につきましては、学習指導要領に基づき、「入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とされており、各学校においては、これに基づき適正に実施することが公教育の果たす使命と考えております。学習指導要領は、憲法を最高法規とする法体系の中に位置づけられており、憲法の理念は生かされているものと考えております。

次に、子どもの権利条約との関係についてであります。条約の批准に当たっては、国内法制度との整合性を図っており、条約の各規定に反することはないと認識しております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

8番米田良克議員 この場から再質問をさせていただきます。

最初の、研修の問題です。各学校においては、校長もその趣旨について十分に理解し、運用されているものと認識しております。という答弁が最後にありましたけれども、この答弁の内容は、特にこれ、このとおりだとするとね、趣旨について十分に理解し運用されている。だからもしそうだとすれば、先ほど指摘したような、夏休みで比較すれば、前の

年よりも参加率が下がるという数字になっているわけですから、それはちょっと理解できないという事から、9月の3定の中では、この部分については答弁の取り消しをいただきたいということを私は申し上げました。やりとりの中では、3回目の御答弁の中からはこの文言は消えたなというふうに承知をしております。何度もこの言葉は聞きました。そして、今年の夏休みの状況を反省をいただいて、具体的に校外研修の実効が上がるという、そういう施策をどうとられるのかということをお聞きをしたい。9月議会の質問でも指摘しましたけれども、学校によって研修場所の扱いが違うということが明らかです。こういう扱いの差をどう埋めるのか、その具体策を示していただきたいと思っております。

どうも学校の状況をお聞きしますと、何かと理由をつけて認めないというのが見られる。だから、この教育公務員特例法に書かれている研修内容というのは、認めないための施策ではなくて、どうすれば認めることができるか、それを考えてもらいたいということになるわけですね。そしてあわせて、毎度申し上げますけども、現在の学校というのは、日常の超過勤務の実態、これが明らかです。だから道教委も市教委も、その解消のために努力をされるということで具体的なプログラムを組まれているわけですから、これらとあわせて考えていただく問題ではないかというふうに思います。今1度御答弁いただきたいと思っております。

それから、2つ目の職員団体の教育研究活動についてであります。組合活動の1つとしての認識をしている。との答弁いただきま

した。組合教研の自主的な研究活動としての本質、あるいは長い歴史の中での多くの成果についても理解されているのかどうかちょっとわからない。もっと積極的に評価されるような、そういう姿勢を示すことはできないのかどうか、改めてお尋ねをします。

校舎利用の件は、勤務時間の扱いなどネックになることも想定をされます。現状で考え方が分かれるような問題は、あえて持ち出すべきではないのかなとも思います。ただ、こういう考え方をすること自体が私自身としても本来ではないかなとも思いますけれども、その部分は、先ほどの説明を一応受けとめておきたいというふうに思います。

それから、大きな2番目の全国学テの問題であります。心配していた順位争いと、得点競争の状態が美唄でも出てきているということをお聞きします。Aという学校では、生徒の集会のときに校長が、君達はB校に負けているぞと、負けないように頑張れという話をされた。そして、同じ趣旨の話をPTAの役員が集まる会合の中でもお話をされたということなんですね。市教委が学力テストの結果を上げるためにできることは何でもやれという指示を出しているというふうに、私は思えないわけですね。だから、この辺の状況に対する考え方をお尋ねをしたいと思います。

今、例を挙げたのは学校長の話ですけれども、各学校の一人ひとりの教師の意識の中にも、学力テストというものが常にあると。そういう状況になってきているようです。得点を上げる対策を具体的に取る。そういう動きが出てきているということもお聞きします。今年の場合は希望参加というのがあってね、道内

では道が費用負担をするということで、札幌市を除く全市町村が参加したわけですね。こういう形で全国学テが続くとした時に、学校内では、テスト対策に時間を割くということが一般的になる心配があると思います。テストのための学習ですね。これは決して、先ほど教育長が答弁されたこの全国学力調査の目的とは違うわけですよ。ところが、現場では違う現象がどんどん起きてる。先ほどの新聞記事になった尾木さんの話もありますけれども。この全国学テというのは、具体的対策を立てて向上策をとるという事を、学校に対して求めておられるのかどうか、考え方をお尋ねしたいと思います。

また、4年連続で実施されるということによって、その3年目のときにも言われてたんですけども、傾向というのは明らかなんですね。美唄は独自の標準学力テストも実施しています。来年ももし同じ形での実施となった場合に、美唄は参加しないという判断にならないのか。私は、そうしていただきたいというふうに思うんですけども。そのことをお聞きします。

また、今のご答弁の最後のところで、公表も検討するということがありました。このことに関して、どんな発想からこういうふうになっているのか、具体的な方法を含めて、もし詰まっていればお聞きをしたいと思います。

それから3つ目、心のノートの問題です。今の答弁では、平成14年の子どもたちの状況から、道徳教育での重要性、そういうものから入ったということの答弁が簡単にありました。私も平成14年から学校に入る、配られるというふうになったという事で、15年、

その年度ですね、14年度ですけど、15年の第1回定例会で一般質問でも取り上げさしてもらいました。当時の村上教育長からいろいろ答弁をいただいたわけですね。その時に申しあげましたけれども、この心のノートというのは、いわば教育現場の人達はそういうものが欲しいというような声は全くなかった。誰も予測してなかったんですね。ところが、文科省として予算要求した、ちょっと今数字細かいの忘れましたけども、2億6,000万か7,000万かな、それが国として予算つけたのは約8億がついてきて、その増えた分というのは全部心のノートになったんですね。そして全国の全児童生徒に配布をするという事になる。小学校ですと低中高、中学校は同じものですね。発行者は文部科学省というふうに書かれて配られたわけですね。だから、全国の学校では、これは何だということになったわけですね。予測してないものが突然やってきたと。それで、扱いについて、15年の一定でお尋ねをしました。これ当時、村上教育長は、こういう答弁をされてます。「心のノートは、文部科学省が平成13年に策定した21世紀教育新生プランに基づき作成されたものでございまして、児童生徒1人ひとりが道徳的価値や人間としての生き方にかかわって気づいたことなどを記録したり整理したりすることを通して」これ記録したりというふうに今書いてますけども、教科書類についてはね、子どもが書き込むという形式のものはないんですね。けども、この心のノートは、これについて、どうあなたは思いますかということで、子どもが書き込む形式になってますね。書き込むところがたくさ

んあるということ、そのことをおっしゃってます。「記録したり整理したりすることを通して、自ら道徳性を育み、人間としてよりよく生きることに資する教材であります。私自身、実際にこれを読んで見ましたけれども、その内容は子どもたち一人ひとりが、自らの心の成長を実感できるように配慮されていると感じました。児童生徒が主体的に学習し、自ら道徳性を育ていけるよう、指導に当たっていくことが必要であると、このように考えております。」教育長としては、こういう答弁をされたんですね。

私は実際に心のノートをずっと読んでみましてね、その考え方、私なりの感じたことを申し上げます。心理学の専門家がつくったというふうに聞いてます。中心になったのは河合さんという方ですね。実際に執筆されたかどうかはわかりませんが、書かれてある一つ一つの材料、それから文章表現、そういうものを部分的に見ていくと、そう問題は感じないんですよ。ただ、それをずっと繋いで見ていきますと、子ども達の気持ちをうまく誘導して意図するところへ持っていくという、そういう流れだと。これは、だから小学校入学の時から、折に触れてそれを使って書き込んでいくという方式、心のノートと子ども達の気持ちのやりとりですね。そういう中で、道徳性を育てていこうという考え方ですよ。通常、道徳の時間等でも子どもたちみんな材料を探すというのは、あまりないと思います。教師の方でやはり材料を提供して、そして、ものの考え方を子ども達とのやりとりの中で育てていくということ。あるいは、実際に体を動かして体験をしながら道徳性を

育てるといふ形をとりますね。この心のノートというものは、全く従来のものとは違う内容でつくられているということですね。だから、白紙の状態の子どもの気持ちというものを、うまくつかんで意図する方へ導くということ言えば、例えば、家庭で今日はこういう勉強してきたんだよというような話をするんじゃないくて、子どもの気持ちを心のノートに書いて、それはそこでしまってしまうんですね。そして、またその次の段階行った時に新たな文章を読んでみて、またその気持ちを書くということですね。そういうその人その人の心の中にあるさまざまな動きというものを、心のノートさん、あなただけに教えますよというようなやり方ですよ。これが果たして学校教育という場で子どもたちを育てていくということでの手法として、なるほどそうだなというふうに納得をいただけるものかどうかということについては、非常に疑問があります。それはだから多くの、当時、教育関係者、あるいは教育というものを仕事にされている方々の間でも議論が分かれたところですね。ただ、心配する意見はかなりありました。一般質問で取り上げた後、予算委員会の中でも質問させていただきました。当時、井村さんという指導主事がおられたんですが、この方にお聞きをした時に、ちょっと長いところ省きますけれども、「一般質問でも御指摘にありましたように、教科書でも副読本でもない教材であるからというご指摘があったとおり、この活用に関しては強制ではあってはならない。強制にならないよう工夫をしながら、子どもたちの発達段階に配慮しなければならない。というのが文科省の基本的な考えである

と承知しております。」こういう答弁をいただきました。ただ、私はそのときに、一般質問の中で申し上げたんですが、いずれ強制になるんじゃないかと、そういうことを心配しますよということを申し上げたんです。今回、この問題を取り上げましたのは、そういう心配が現実のものになってきたという事で、取り上げさしていただいたんですね。2学期になって一部の学校で、学級での指導にこのノートの使用を強制する動きがありました。この事に市教委がどうかかわっているのかお尋ねをしたい。

またある学校では、集会の中で学校長が心のノートのページを何ページから何ページというふうに言って、読むことを進める発言をされた。その事は、学校だよりも触れて父母の方々にも校長がそういう指導してるよって事を伝えるという動きとして、なかなか念の入ったものだというふうに思います。先程の教育長の答弁からね、子どもたちの自殺事故があってという事で、そのことの指導を、命の大切さを徹底したいということのお話がありましたから、そのこととかかわっているのかもしれない。そこは、具体的に中身を私が聞いてるわけではありませんから、承知をしません。ただ、普通あまり、これは例のある指導ではないなというふうに感じました。今後についても、どんなふうにお考えになっていくのかということをお尋ねをしたい。あわせてお尋ねをしたいということです。

それから、4つ目の日の丸・君が代の問題です。まず、いつも聞かされるんですけども、学習指導要領に沿って、適正・適切な指導をすると、適正に指導するんだというふうに答

弁されます。じゃあ学習指導要領というものを
出せば、何をしてもいいという考え方なの
かなということ。適切な指導というのは、教
師、児童、生徒、保護者、それらの人たちの
考え方や気持ちなどに対しては、何の配慮も
必要がないという考え方なんだろうか。もし
そうだとすれば、これは完全に強制だと。現
在、道教委の卒業式・入学式についての指導
というのは、学校のことを理解してる人なら
だれに聞いてもあれは強制だというふうに言
うだろうと思います。職務命令による処分を
振りかざしての強制が今次明らかになったと
いうことですね。これを適切な指導というの
は、どう考えても私は無理があると思います。
実態を正直に強制してますというふうに言わ
れた方がいいのではないかな。学校は強制し
てます。市教委もそういう考え方ですという事
を言うべきではないですか。私はそう思いま
す。その方がずっとわかりやすい。今のご答
弁の中で、社会科で国旗・国歌の意義を理解
させるということがあります。これは3月に
起きた問題ね。日の丸・君が代は、侵略戦争
のシンボルと指摘して使われた。これが道議
会の中で問題になったわけですよ。そうい
う指導をするとはけしからんという事で、直
ちに実態を調べろっていうことになって、結
果として、市教委、それから学校が動いたと
いうことですね。私は、侵略戦争のシンボル
として使われた歴史、まったく事実ですよ。
だから、日本の侵略を受けたアジアの国の
人々の考え方、どういうふうに歴史を受けと
めているのか。一番は、隣の朝鮮半島です。
韓国、北朝鮮、中国、非常に日本から近いと
ころにある国々でどうであるのか。それらを

含めて、きちんと指導すべきだというふうに
思いますよ。ただ、これは、侵略戦争云々と
いう問題は、指導要領の中にはないですよ。
だけでも、指導するなどは書いてない、そう
いうことをね。ということは、この歌がそう
いう役割を果たしたということ、これは私
は教師たちはきちっと教えるべきだというふ
うに思いますね。それから、音楽でいずれの
学年においてもというのが、これは、来年か
らの改定で入れた内容だというふうに理解し
ています。これは、教育基本法の改正を強行
しました。安倍総理大臣がね。その結果です
よね。翌年、関連する教育関係の法律が全部
改正され、その流れとしてこの学習指導要領
にも及んできたということ。だから、多
くの国民の意向とは異なる方向の教育へ向か
って行ってるものだというふうに私は理解し
ています。教育の中に、どんどん国家権力の
意向が入り込んだ結果です。その学習指導要
領をすべてに優先するという答弁は、学習指
導要領至上主義だと私は思います。強制では
ないとおっしゃるのであれば、強制でないこ
とということが、誰もがわかるような説明を
していただかなければならないと思います。
いかがでしょうか。

それから、2つ目の学習指導要領は、憲法
を最高法規とする法体系の中に位置づけられ
ており、憲法の理念は生かされている。これ
は同じ答弁9月にも聞きました。到底納得で
きません。学習指導要領というのは、省令で
すよね。国会で審議される中身ではないです
よ。それは文科省が思ってる事を書いて出せ
ばいいわけです。そして、これには法的拘束
力があると、ある時期からそう文科省が主張

している。そういう中身です。それが国会で審議された法律ね、あれが一番大元の憲法を初めとする、それら上位法にある事柄、憲法を最高法規とする法体系の中に位置づけられておりという、こういう内容にするということを一いち第三者がチェックするというものではなくて、文科省が勝手につくる中身ですから。それは、多くの人がこれには疑問があるなというふうになった時に、ごり押しする中身ではないと思うんですね。現在の、さっき言った安倍さんが改悪した教育基本法、この前文の中にも日本国憲法の精神に則り、とある。だから、憲法の精神が尊重されている。そういう9月にいただいた答弁。これは、そういう考え方は全く事実ではないということ指摘しなければなりません。憲法11条とか13条とか19条とか、これらの内容に照らして、学習指導要領にあるから適正に指導するんだという、そういう強制が通る話かどうか改めてお尋ねをしたい。

それから、最後の子どもの権利条約の関係です。批准に当たって国内法制度と整合性を図っているから問題はないという答弁でしたけどもね、私はやっぱりそうは思わないですね。子どもの権利条約の12条というのは、意見表明権というふうに一般に言われてますけども、「自分の思いや考えを表現できる子どもは、その子どもに関係あることすべてについて、自由に思いや考えを表現できる権利を持っています。締約国はその権利を保障します。そのとき、子どもが表現した思いや考えは、子どもの年齢や成長に従って大切にしなければなりません。」これはちょっと、六法等に出ている文章とは違います。子どもの権利

条約の条文とはね、これは子どもがわかるように書き直したものなんですね、今読み上げましたのはね。子どもには意見表明権があるから、国はそれを尊重しなきゃならないという事をうたっています。それから、14条は思想・良心、宗教の自由ですね。「子どもはどんな考えを持ってもよく、何を正しいと思ってもよく、どんな宗教を信じてもよいという権利を持っています。締約国は、この権利を大切にします。これが基本です。」まだ、あとありますけどね。それから、28条、教育の権利ということです。これは子どもたちが学ぶ権利を認めなさいということを書いてますね。だから、きちっと学べるように国はしなければなりません。これがこの条文の基本です。だから、これらに照らして、今の学校教育の中で行われている指導というものが、子どもの権利条約を日本は批准して、それに沿ってやってますよということが言えるのかどうか、私は疑問がある。その点でお考えをお聞きしたいということです。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、長期休業中の研修についてであります。長期休業中の校外研修については、あくまでも教育公務員特例法第22条の規定の趣旨に沿った活用が図られるものと考えております。市教委は各学校長に対し、教員は授業に支障のない限り校長の承認を受け、勤務場所を離れて研修を行うことができること、研修内容が地域住民に誤解を招くことがないことを踏まえ、運用されるよう指導しており、校長は教職員に対し、長期休業前に教員から

研修願いの提出を求め、その内容が研修にふさわしいものについて承認を行っているところであります。

次に、職員団体としての研修についてであります。職員団体が進める教育研究集会は、組合活動の1つとして認識しており、活動内容に踏み込んで論評する立場にないものと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてあります。本調査の実施のみならず、教育の目標が達成されるよう、心身の発達段階に応じて自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることが重要と考えております。そのことから、過度な競争、序列化につながらないよう配慮した励ましなどは必要なことと考えております。教育委員会といたしましては、この調査の参加により、学力の目安となる国語、算数・数学の定着度合いの状況に加え、学習に関する意欲、方法、環境等を把握する上で貴重なデータが得られることから、調査結果の分析をもとに、学校改善に向けた取り組みに活用することが必要と考えております。また、本市独自で実施している標準学力検査の結果もあわせて分析をしており、家庭での学習習慣、地域住民による学校支援・協力などの提言も必要と考えており、学校の序列化や競争につながらないことに配慮した公表も、今後においては検討する必要があると考えております。

次に、心のノートについてあります。教育委員会と致しましては、学校の教育活動全体で活用し、また学校と家庭とが連携して児童生徒の道徳性の育成を通して道徳教育の充実を図ることが望ましいと考えております。

今年6月以降、全国で児童生徒の自殺が5件発生しており、このような状況を受けて、校長を初め、教職員があらゆる機会や授業を通して、命の大切さ、尊さを考えさせる取り組みを進めるよう指示したところであり、心のノートは補助教材として活用が図れることが望ましいと考えております。

次に、卒・入学式における国旗・国歌についてあります。公教育には、全国的に一定の教育水準を確保し、平等に教育を受ける権利を国民に保障することが求められており、学校での教育指導のすべては、法的拘束性を有する学習指導要領を基準として行われるものであり、卒・入学式における国旗・国歌の指導も同様であると考えているところです。また、市町村教育委員会は、地教行法上、所管する学校の教育課程の管理を行うこととなっており、必要に応じて指導助言する立場と認識しております。

次に、児童生徒に対する指導につきまして、学習指導要領に基づいて行われるべきであり、入学式や卒業式などにおいて国旗・国歌の指導や各教科の学習内容は各学校の教科指導計画に基づき、検定、教科用図書を用いて指導されるものです。教育委員会としましては、今後ともこの考え方に基づき、各学校の教育課程が適正に実施されるよう指導してまいりたいと考えております。

次に、道教委の指導についてあります。本年2月から道教委が発した通知については、学校における国旗・国歌の指導は、学習指導要領に基づいて適切に行われるものであるという平成12年の見解を基本的に踏襲しつつ、国旗・国歌の取り扱いや指導の考え方をより

明確にしたものであると理解しているところ
であります。また、学習指導要領は憲法を最
高法規とする法体系の1つとして位置づけら
れており、このことから、教育においても日
本国憲法の精神が尊重されるものと考えてお
ります。

次に、子どもの権利条約との関係について
でございますが、本条約は、国内では平成6
年に発効され、条約第12条の意見表明権、
14条の思想・信条及び宗教の自由、28条
の教育についての児童の権利は、いずれも日
本国憲法の第13条、個人の尊重、生命、自
由、幸福追求の権利の尊重、19条、思想及
び良心の自由、26条、教育を受ける権利、
教育を受けさせる義務、義務教育の無償など
の条文との整合性が書かれていると認識して
おります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 質問中でございますが、
米田議員の再々質問につきましては、午後か
らにいたしたいと思えます。

午後1時まで休憩いたします。

正午12時04分 休憩

午後 1時00分 開議

議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議
を開きます。

米田議員の再々質問から入ります。

8番、米田良克議員。

8番米田良克議員 もう一度改めてやらせ
ていただきます。

長期休業中の研修の問題ですが、先ほど申
し上げましたけども、学校によって扱いの差

をなくすということについて、具体的なお答
えがありません。同じ美唄市内の学校に勤務
していて、研修場所についての見解が校長に
よって違ふと。違ふというより、むしろ反対
なんですね。そういうのが、いかにもおかし
いと。これは整理する考え方を、ぜひお答え
いただきたいと思えますね。それから、校長
の中には、言い方一方的であれば申し訳ない
と思えますけども、研修をさせようという意
識が欠けているという、そういうふうと思わ
れるような人もいるのではないかと、こうい
うふうに疑わざるを得ない状況ですね。建て前
だけお答えになって、それで、果たして教育
委員会としての責任を果たすことになってい
るのかどうか、私としては納得しかねる答弁
だというふうに思えますね。

それから、超勤の実態があるということに
ついてもお話としては触れられていない。こ
れも、重ねて答弁を求めたいというふうに思
います。私とすれば、この場で、定例会での
質問として取り上げているわけですから、答
えられないということであれば、なぜ答えら
れないのかという、その理由の説明をいただ
きたいというふうに思えます。

それから、組合教研の問題ですが、研修と
いう面から考えますと、単に組合活動の1つ
だという、そういう認識で済ませるといふ、
そういう考え方、意識といえますか、それは
ちょっと理解できかねる。今も言いましたよ
うに、超過勤務続きの現場にあって、自主的
な教育研究活動を継続するということは、そ
れはどんな意味を持っているのか、何も考え
ないんでしょうか。美唄市の教職員の活動に
ついて冷静そのものというか、冷めた答弁を

なされる。聞いている側としては、ちょっとがっかりしますね。道教委が一切組合は相手にしないと、そういう姿勢をそのまま受けて、地方教育委員会としての機能が果たせるとは思えません。ぜひ、お考えをお聞きしたい。

直接この質問とはかわりませんが、教育委員会の職員の方で自分たちで企画して、自主的な研修を行っているという、そういう例がもしあるならお聞きをしたいと思いますね。

それから、学テの問題です。今の答弁で言いますと、校長の具体的な発言であっても、それは子どもたちの意欲を高めることであって、過度な競争、序列化につながらないよう配慮した励ましの言葉だというふうに受け取っておられるわけですね。だから、これまで全国学テについての市教委の答弁とは大分かみ合わないのではないかという事を、私は感じます。生徒たちに、君たちは負けてるぞと、そういう言葉を浴びせる校長の考え方、態度を是認するという事になれば、市内の他の学校にも広がるのではないかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、心のノートの問題です。学校教育全体で活用するという考え方とか、それから、道徳教育の充実などの考え方、そういうことを教育委員会が考えているということ、あるいは、その事と、学校や学級への強制的な圧力をかけるということとは別の問題だと思いますね。だから、お尋ねしてることにきちり答えていただきたい。3月の経過からしても、これは答えないで済むという問題ではないというふうに思います。

教育行政が、先ほどの答弁でありましたけれども、いろいろ考えて、そして例えば、子どもの事故が起きるから、そういうものについての指導を十分取り入れてくれということを示されるということとちょっと違う、そういう内容ではないかというふうに私は思います。3月の予算委員会のやりとりではね、教育長ははっきり異常なことだという答弁をされています。教育行政が教育内の具体的な言葉で介入するっていうのは、やっぱり非常に危険だということを感じます。教育委員会の姿勢が変わったのかどうかということをお尋ねをしているわけです。

それと、道徳教育に限りませんが、とりわけ心の問題等について言えば、学校内のチームワークというのが非常に大事ですね。教職員のチームワークが機能しているのかどうか、これが重要だと思います。職員会議が本当に議論の場になっているかどうかということも大事です。残念ながら今の校長の中には、このような意識がほとんど皆無に近いという人もいると聞きます。それから、職員会議では発言がほとんどないという学校もあるということも聞きます。こういう状況が把握されてるのかどうかね、非常に私は心配な状況だというふうに思いますけれども、それら含めてお考えがあればお聞きをしたいと思います。

それから、4点目の問題ですね。これはさっきも言いましたけれども、強制と受けとめざるを得ないということです。だから、教育水準のために、法的拘束性を持つ学習指導要領を基準にという考え方、これはそれがどんどん強化されている、そういう現状をね、どんなふうに判断されているのかなということ

す。私はここ10年ほどの動きで見ている、北海道でも入学式・卒業式における国旗・国歌の問題というのは、ほとんど教育行政が考えている事柄は完遂に近いという状態まで来たと思いますよ。ほとんど。空知で言えば、一行玉で新聞で書かれているわけですから、あと、オホーツク方面、これが少しまだあるということで、それもしか、数は非常に少ないということですね。今までの学校の中で丁寧に議論を重ねて説得をして、そして理解を求めるというやり方で、今日の状況まで来てるわけでしょ。それを今度は、今改めて職務命令をもってしてもというふうに、言わば最後の一人まですぐに従わせるんだと、そういうやり方を今道教委は取ろうとしているわけですね。いや、取り始めたんですよ、去年の訓告から始まってね。私は、異常としか考えられない。今のやり方というのはね。それを、地方教育委員会が支持していくということは、これは大変でないかということですよ。だから会場にいる全員が起立して、正面を注目してしっかりと口を開け声を出すと。そこまで行かなければならない、そこまでやらなきゃならないんだという考え方なんです。人の気持ちの考え方に幅があることは認めないということなのかどうかですよ。憲法の精神を受けてる学習指導要領だからというふうにおっしゃるけども、憲法の精神を受けとめて、学習指導要領が出来てるなんてことはないですよ。それは詭弁ですよ。今の憲法があって、教育基本法があって、学校教育法があってという、そういう仕組みの中でつくられてきている文科省の省令です。そのことは否定しません。それを処分をもって徹底する

んだという、そんなこと学習指導要領のどこにも書いていないですよ。書いてないんですよ。それを権力を使ってやろうとしてるでしょ。従わないものは処分だという事なんです。だから、それはおかしいんじゃないですかということですよ。そういう世の中にしていいいんですか、美唄市教育委員会がそのことに加担するんですか、それはおかしいでしょう。そのことをね、よく考えていただきたい。

どうしようかと迷いながら来たんですけども、前にも話したかもしれませんが、北九州市の先生方がやってるココロ裁判というのがあります。これは、「教育現場に「心の自由」を」というタイトルで田中伸尚さんという人がドキュメンタリー風に書いた本なんです。それは、ココロ裁判を扱って2005年の4月に福岡地裁で第一審の判決が出たときの報告なんです。それは北九州市で、嚴重注意からね、訓告、戒告、減給というふうに、だんだんだんだん処分がでかくなって、重くなっていくというところを経験した先生方が裁判を起こして、そして、8年以上地裁での議論を積み重ねた結果、2005年の4月に一審判決が出たんですよ。その時の中身を報告している本なんですけども、このときの裁判長は亀川さんという人だそうです。私は全然どんな人かは知りません。けども、出た判決はかなり大きな反響を呼んだんです。地裁判決ですけどね。ただ、これはその訴え出た原告の人たち、それは注意処分もある、訓告もある、戒告もある、減給もあると、いろんな段階の処分の人たちがいろいろ一緒になっ原告団をつくってね、裁判やったわけですよ。この一審判決で出たのは、判決主文で最初に読み上

げられた言葉というのが、減給1カ月の処分を取り消すというのから始まってますね。そうしたら、法廷内は一瞬音がなくなったと、そういう判決が出るというふうには原告達も誰も想定してないわけなんです。多分負けるだろう、けども減給処分は取り消しになったんですよ。けど、戒告とか訓告とか、それらは裁量権の範囲だという判断を、この裁判長はしてます。そこは処罰の重さによって、これはやり過ぎたと。だから減給はやり過ぎよと、だから取り消しなさい、そういう判決なんです。だからこの裁判長は、そして学習指導要領等の判断についても細かく分析をしていて一定の判断を出したんですよ。それは原告の側からすれば、自分たちの主張が認められたという部分と、それから全然そうではない部分、織り交ざって出てくるんですね。ただ、さっき言いましたけど、8年以上にわたって口頭弁論を繰り返して、判決まで持っていくという過程の中ではいろんなことがそこでは出てくるわけですね、学校現場での。それらを、この田中さんは整理して述べてます。その一々の中身については省略をしますけども、例えば子どもの作文、子どもの作文を使ってる部分もあります。

これは、小学校のときの経験を高校生になってから、思い出して改めて書いたという作文です。ちょっと紹介してみます。5年生のときの経験なんです。「この前、町内会で君が代について話し合いました。この歌は、天皇の時代がいつまでも続くよという意味があるそうです。でも今、日本は民主主義だから、これはおかしいと思うのです。別に私たちはみんなに歌うなとか、強制するつもり

で言ってるのじゃなくて、歌の意味を何も知らないで、ただ歌うのはおかしいから、もし知らない人がいるのなら知ってほしいと思って今日の学級会を開きました。」だから、5年生の子どもたちのクラスで学級会を開いたということですね。「私は君が代の意味など考えたことがなかったんで、多少の驚きは感じたが、おかしいという彼女達の主張に共感を覚え、歌うのも歌わないのも個人の自由だというのを聞き、おかしいと思うことは歌いたくないな、と心に留めていた。ある日何かのきっかけで、担任の先生に富野小学校、富野小学校というのはこの子が前にいた学校です。これは5年生になって転校して来たんですよ。「何かのきっかけで担任の先生に富野小学校で学んだ君が代について話したとき、先生は大変驚かれていた。私は先生の反応にびっくりし、もう一度今度は自分で君が代について調べてみた。辞書を引いたり、大人の人に聞いたり、でも結局、天皇陛下の世がいつまでもにたどり着いた。だからもう迷わなかった。おかしいと思うなら歌わないでおこうと思った。卒業式も間近に迫り、全体で練習が始まった。そしてついに君が代の練習の時、私は立たなかった。私のクラスの人、君が代のことを私が話したことがあり、10人くらいは座っていた。教頭先生は顔をしかめて「立ちなさい」と言われた。でも立たなかった。その後、クラスで担任の先生が私たちに知らせた。君が代のときに立たない人は、私が家庭訪問することになりました。どうでもいいと思うけど、教頭先生と校長先生からの命令だからね。次の日座っていたのは私だけだった。私は何と言われようと座ろうと思ってい

た。教頭先生は全身を震わせるように顔をしかめ、私の席までわざわざ来てくださった。「立ちなさい」静まり返った体育館に怒声が響きわたった。6年生全員の視線を体中で感じた。私は無言で教頭先生をにらみ返した。私は、もう学校へ行きたくなかった。何がいけないのだろう。自分の意思を貫きたかったのがあれほど悪い事なのか。みんなの前であんなにも恥ずかしい思いをするほど、私は間違ったことをしているのか。教頭先生は1度たりとも私の意見を聞こうとしなかった。ただ「立て」と言った。私は、みんなの前で怒鳴られて恥ずかしかった。みんなの視線が嫌だった。怖かった。悲しかった。悔しかった。でも、自分の意思を、行動を、恥ずかしいとは思わなかった。貫きたかった。天皇に恨みがあるわけでもない。おかしいと思うからだけでここまでする自分が不思議にも思えた。」最後に「私は先生になりたかった。でも、この学校へ来てそうは思わなくなった。中学に行っても「あれがあのか」という目で見られ続けた。中学の思い出など数えるほどもないと思う。相撲やオリンピックで国歌が流れる度にあの体育館での出来事がよみがえる。もう誰も繰り返してほしくない。」これは、法廷で紹介された女の子の作文ですね。だからこれを、この子を教えた先生の考え方も書かれてるんですよ。これはちょっと省略します。一番最後に、この作者の田中さん、これを書いた田中さんの物の見方というんですか、この問題についての、それがちょっとありますから、これだけちょっと紹介させてください。「亀川判決が抱える問題の根は、何より日本の近現代史上の思想・良心の自由について

の歴史認識の欠如にある。日本が長きにわたって植民地支配や侵略戦争を遂行し、未曾有の被害を内外に出してもなお、自らそれを止めることさえできなかった最大の内的要因は、個人の思想・良心の自由、信教の自由、そしてそれと不可分の関係にあった表現の自由などの基本的人権が国家によって支配され、奪われ、抑圧・弾圧されていたからである。この歴史認識こそ、思想・良心の自由を考える出発点である。長い判決文には、行間からそれさえ伺えない。職務命令に強制性がないという判断も結局、思想・良心の自由の問題を十分にとらえきれていないところにある。しかし日本では、思想・良心の自由の問題が人権の核心であるという考え方や思想・良心の形成の自由にこそ関心を向けなければならぬということが、ようやく語られ始めたばかりである。したがって、亀川判決の問題は、実は戦後司法の抱える課題なのである。信教の自由でさえ獲得するのに何百年もかかり、そこには凄惨な闘いの歴史が刻まれてきた。だから、ココロ裁判は問いかけそのものが、先駆的画期的だ。」これは、高裁でだめで最高裁行ってますね。今の最高裁では勝てない。はっきりしてますね。しかも、今の田中さんの文章にあったように、決して、原告が満足するような判決ではないんですよ。ただ、思想・良心の自由というのがあるということは認めてます。ただども、職務命令が北九州市教委が4点指導というのを学校におろしてね、正面を見て、しっかり心を込めて歌えという、その中身を校長に対して命令を下してます。校長は逆らえないから、校長とすれば職員に徹底するために職務命令を出さざるを得ない

という立場だと。そういう押さえ方を裁判官はしてるんですね。職務命令を出す事も、それから処分をすることも、違法だという判断には立たないんです、この裁判官はね。けれどもしかし、よくよくその判決文を見ると、認める部分も大分あることはあるんですよ。しかし、田中さんがまとめたように、思想・良心の自由というものが長く日本になかった。それがやっとだんだん、だんだん定着するかと思ったら、学校の中からそういうことを抑える動きが始まってきている。そういうふう書いてますよね。だから、これらをよく考えて見て頂いて、ただただ学習指導要領に書いてあるから、そのとおりにやらねばならない、それが絶対なんだという考え方は、私は誤ってると思うんですよ。いろんな考え方の先生がいていい、いろんな考え方の児童生徒がいていい、自分の良心に従って行動することが認められる社会であっていいというふうに思うんですよ。ですから、このことにこだわって申し上げる、あくまでもその事を考えていただきたいということですよ。

それから、道教委の問題は今あらかた申し上げた中身でつきますけども、学習指導要領が憲法の本質を受け止めての答弁、そのままでは理解できませんし、天皇から始まってね、公務員は憲法を守らなければならないという、憲法99条の規定ですね。だから、教育長も美唄の教育行政をね、責任ある立場の公務員として、憲法をしっかりと守ろうという意識を持っていただきたいということですよ。

それから、子どもの権利条約の問題は、さっきちょっと条文申し上げましたけれども、憲法との整合性を図っているからいいんだと

いうことじゃなくて、肝心の憲法19条が守られない状態で、子どもの権利条約が守られてるということにならないんです。その辺の考え方をぜひ改めていただきたい。

ちょっと長くなりました。すみません。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、長期休業中の研修についてですが、校外研修は勤務場所を離れて行うことができることから、校長が時間や内容など、研修の実質が備わっていることを確認の上で承認するもので、研修内容が保護者や地域住民に誤解を与えることのないよう、また、情報公開にも対応できるものであることが必要であると認識しているところであります。

次に、教職員の日常業務が多岐にわたり、稼業日における研修時間が十分に確保できない状況もあると認識しております。そのため、研修機会については、教育職員の自発性、創造性に基づき、夏休みのように長期の学校休業期間があること等を考慮し、学校休業期間については、教特法の規定の趣旨に沿った活用が図られるよう直近の校長会において指導をしてきたところでございます。

次に、職員団体としての研修についてですが、教育公務員は自ら資質を高めるため、絶えず研究と修養に努めることとされており、教師自身の判断と自発性に基づく研修は意義のあることと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、この調査の目的は義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から、国語と算数・数学の学力についての基礎知識

及び応用力を把握、分析し、さらに、児童生徒の学習状況を調査することで、学校における指導方法の充実や学習状況の改善等に役立てるものであります。各学校には本調査での結果を活用し、過度な競争、序列化につながらないように配慮した指導方法の改善や児童生徒が学習に取り組む意欲を高めること、家庭における学習習慣等を改善することを提案し、学校、家庭、地域が連携して取り組む体制づくりに努めてまいります。

次に、心のノートについてであります。市内の各学校においては、年間指導計画の中に活用が位置づけられていることから、全国的に起こった痛ましい出来事を踏まえ、実施状況について確認し、指導したところであり、今後においても必要に応じて指導等を行ってまいりたいと考えております。

教育は、人間的な信頼関係の上に立って初めて成り立つものであり、学校教育においては、子どもと教職員の信頼関係を基本に、これを支える教職員相互、さらには学校と保護者、地域との信頼関係があらゆる教育活動の基盤になるものと考えております。校長のリーダーシップのもと、学校の教育目標の実現に向けて、教職員が一丸となって学校教育を推進するため、校長は日ごろから教職員との信頼関係の構築に努めると共に、指導方法などについて効果的な指導助言や支援を行うことが必要であり、今後においてもいろいろな機会を通じ、私の考えを伝えてまいりたいと考えております。

次に、卒・入学式におけます国旗・国歌についてであります。学習指導要領は各教科の目標・内容について大綱的基準を定め、法

律の定める教育の実現を図り、教育の機会均等と学校教育の推進を維持するため公示されています。その内容に従って適切に指導を進めていくことが必要であり、国旗・国歌の指導については、児童生徒の内心にまで立ち入って強制しようというのではなく、教育上の配慮のもと適切に指導を行うものと考えております。また、直接こどもの指導にあたる教職員が国歌斉唱時に起立することは社会通念上当然のことであると考えております。

次に、学習指導要領についてあります。学習指導要領は憲法を最高法規とする法体系の1つとして位置づけられていることから、教育においても日本国憲法が尊重されているものと考えております。このため公教育として、国旗・国歌を適切に指導することが必要であると認識しているところです。

次に、子どもの権利条約との関係についてあります。子どもの権利条約については、憲法の中の関連する各条文との整合性が図られていると認識しており、憲法を最高法規とする法体系の中に学習指導要領は位置づけられていることから、国旗・国歌を適切に指導することが必要であるとと考えてございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により特に発言を許します。

8番、米田良克議員。

8番米田良克議員 お許しをいただきまして、ありがとうございます。

端的に、もう一遍聞かせていただく部分をお願いしたいと思います。

長期休業中の研修の問題ですが、校長による差があると。具体的に言えば図書館ですね。図書館は認められないよということは、研修の場所として不適切だという判断ですね。こういうふうに言い切る校長がいるという事は、私はおかしいと思います。図書館をどう活用するか、その活用する仕方だと思うんですね。そこで問題があるというのであれば、その問題の指摘をしていただければいい。けども、はなから図書館がだめだというような判断を下すということは、これはもう土台が誤っていると云々ざるを得ないんですね。そここのところどうなのかということをお聞きしたいんです。繰り返し聞いてますけども。だから、言わなくてもいいことなんだけども、研修させたくなくて、そういうこと言ってるんじゃないかっていう疑いを持つということにつながるわけです。だから今答弁で言われましたけども、研修できるようにきちっと校長が仕向けてもらうんだということ、そのためにはね計画の何が悪いのかと、ここが問題だよという指摘をしていただければいいわけですよ。そこで、話が行ったり来たりできれば、それは可能になるわけですからね。だから、研修しようという意欲をそぐような、そういう言動を校長がとるのはまずいですよということを上申して。

それから、学テの問題ですけども、いろいろ今言われたけども、私は、先ほど紹介した校長の発言というのは、自分の学校の生徒の成績上げたいとか、そういうためにということ、ほかの学校と比べるということをやっている。これだめだと思いますね。そういう空気が美唄の中で広がるのは絶対だめだ

というふうに思います。だから、もともとは全国学テというやり方はだめなんです。地域条件も気候、風土も全然違う子どもたちに同じ問題やらせてですよ、点数に違いがあるって、違いがあるの当たり前ですよ。それを地域、地域の人達が問題視するように仕向けてるわけでしょう。それは文部科学省がそういうことを始めたわけですよ。長い間これをやらなかったというのは、過去に、昭和30年代にね、やっぱり大変全国的に弊害が大きかったから、長い間国はやらなかったわけですよ。それをやるということは、また競争であらうという意図なんだと思いますよ。建て前うまいこと言ってるけど。そういうことに乗っかってもらいたくない。大事なことは、やはり子どもたちが楽しく伸び伸びと学校で学ぶと、そういうことを実現させることだと思います。考え方を今1度。

それから、心のノートについてです。特定の学校の特定の学級について、心のノートをここで使用せよなんていうね、そういう動きというのは全くおかしい。これはね、私は市教委が関わってるというふうに思ってます。疑ってます。3月の時に小学校で偏った指導だということになった時に、道教委がそういう調査を指示するというのは異例のことだということを教育長はおっしゃったわけだから、これはそういうことからすればね、こういうことはあってはならないんですよ。ぜひ、そのところはっきりさせてもらいたい。

それから、卒業式の問題、内心に立ち入らないというのは表から見てわかりませんね、内心というのは。そういう中で、自分の考え方を通そうとすると逆に目立っちゃうんです

ね。内心はあらわさなくてもいいという、沈黙の自由というのが憲法で認められているというのが今の学説です。けども、図らずもそれは、さあ立ちなさいというふうになっちゃうから、ばらばら立つのも座るのもいるという状態であれば、それは目立たないですよ。けど座る生徒がごく少数だというふうになれば、それは極めて目立つことになるでしょう。それは、内心の自由にまで立ち入らないというふうに言ってる事とはかみ合わないんですね、そういう状況をつくり出すということは。それから教師に対しては、職務命令でもっとやると、繰り返しますけどね、そういうことはおかしい。それから、社会通念だというふうにおっしゃった。社会通念を問題にして処分するんですか。それもおかしい話でしょう。やはり、学習指導要領というものをどう見るかというのを、もっと真剣に考えてもらいたい。大綱的基準の範囲、そのことをきっちり抑える考え方に立っていただきたい。

これで終わりなんですけども、私の考え方を言いますと、私は今申し上げているように多様な考え方があっていいという立場です。だから、教育長の考えが私の考えと合致しなかったら承知しないと、そういうことを言ってるのではないんです。考え方を組み立てる上で、これは間違いがありませんかと、憲法に照らしてどうどういうふうに判断してるんですかということをお尋ねしてるわけでね、容赦勘弁ならんと、月夜ばかりでないぞと、そんなこと言ってるんじゃないんですね。しっかり、やはりかみ合う話をして議論をした上で、納得はいかないかもしれない。それは考え方の違いですねということになるかも

れない。そういうことを、きっちり積み上げる必要がありますよと。まして学校の中ではそうです。そういうことを言いたいんですよ。私の考えを教育長に押しつけてるということではないですから。それは誤解のないように。
議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、長期休業中の研修についてですが、このことにつきましては、これまでも研修計画の承認にあたっては、その内容を確認し不適切とする場合は、その理由についてしっかり説明を行うよう、校長会を通じて指導しているところであり、引き続き指導してまいりたいと、このように考えております。

次に、全国学力・学習状況調査についてですが、この調査の結果を生かし、過度な競争、序列化につながらないように配慮した、意欲を高めるための励ましなどは必要なことと考えております。教育委員会といたしましては、独自に実施してる標準学力検査の結果もあわせて現在分析を進めており、学校、家庭、地域が連携して、児童や生徒の学びや学習習慣を支える、この体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、心のノートについてですが、本市においては、各学校の指導計画に位置づけられており、今年6月以降、全国において児童生徒が自殺するという非常に痛ましい出来事が発生し、心の大切さやいじめの問題への対応が緊急に求められた事から、活用を促したところでございます。

私と致しましては、子どもたちのこの心の叫びをしっかりと受け止め、学校全体で校長

を中心に教職員が一丸となって道徳の時間を始め、あらゆる機会を通して命の大切さを指導することは大変重要なことと考えております。

次に、卒・入学式におけます国旗・国歌についてであります。このことについては、多様な考えがあるということについては、私も同じ考え方でございます。ただ、公教育として学習指導要領に基づき、適正に指導することが必要であるというふうに認識をしております。なお、学習指導要領については、憲法を最高法規とする一定の法体系の中で位置づけられており、その判断は、憲法に基づく最高裁判所で違憲性が審査されるものであると認識をしております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に、移ります。

1 1 番、土井敏興議員。

1 1 番土井敏興議員（登壇） 平成22年第4回定例会に当たり、大綱2点につきまして、市長職務代理者であります副市長にお尋ねをいたします。

私がお伺いいたします項目の中には、既に同僚議員各位からお尋ねのあった内容と1部重複する点もございますが、お許しをいただきたいと思っております。

それでは、大綱第1点目につきましては、住みよいまちづくりについてであります。

最初に、交流人口増加促進等の対策についてであります。少子高齢化の加速や地方経済が極度の悪化による都市圏への人口流出が顕著となるなど、本市を初め地方都市はこれらが引き金となって財政事情が悪化の一途をたどっているのも事実であります。こうした

事情から、近年各自治体が競って各種の交流人口増加対策に力を注ぎ、趣向を凝らして、にぎわいや活気を取り戻す努力を重ねており、ひいては移住・定住に結びつけ、その中で経済効果を引き出すべく、積極的に事業展開をしているところであります。しかし、その結果については、ひきこもごもであることは周知のところであります。そこで、3点にわたりお伺いをいたします。

その1つは、推進してきた事業の基本的な内容や今日までの経過及びその状況について。

次に、これらの一連の事業における訪問者、利用者、そして体験者の方々の声などについてどのようなものが届いているのか。

3つ目には、事業効果を高めより促進を図るために、今後どのように具体的な対策を考えておられるのかについて、お答えをいただければと思っております。

次に、市内における民間の空き家、貸し家、貸し間や貸し室、そして廃屋関連についてであります。長引く地方における経済不況により人口減少に拍車がかかり、美唄市内の空き家やいわゆるアパート・マンションの空室が近年特に目立つようになり、また種々の事情により、それらを手放したり放置した状態と思われる建物や工場等の廃屋も数多く目につくようになってきており、中には防火、防犯、防災上からも危険と思われるものや朽ちた廃屋等については、強風などによりその一部が周辺に飛散して、地域住民や農業者の方々が常にその危険に脅かされているのも事実であります。経済基盤の沈下や少子高齢化の加速による人口減少が顕著となり、加えて、専修短大の学生募集の停止、市内高等学校の

再配置による生徒数減少のおそれや北海道中央コンピュータ・カレッジ、HCCであります。その生徒数の減少など、経営者の方々のアパート・マンション運営に対する不安は非常に大きいものと思うところであります。よって、以下3点についてお伺いをいたします。

1つ目は、今ほど申し上げましたそれぞれの数字や現状についてどのように把握をされているのか。

2つ目は、市としてこれまでどのような取り組みをなされてきたのか。

3つ目は、ことにマンションやアパートを経営されている方々からは、今後さらに環境が悪化するとすると、固定資産税の納税や老朽化した建物の解体費用の捻出がおぼつかなくなるなど、そういった声もあることから、行政として民業とはいえども看過することなく、将来展望を見出していくためにも、今後しっかりとした方策を基盤とした対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

大綱の2点目は、農業行政関連についてですが、最初に戸別所得補償制度についてお伺いをいたします。本年度の農政の目玉としてこの制度が新たにスタートをし、今日に至ってきたところでありますが、その詳しい内容につきましては、既に過去の議会の中において明らかにされてきてるところであります。昨年の第4定例会において、この制度に伴う事業が実施されると、以前の対策と比べ美唄市においては約1億円程度助成額が減少するものと思われるとの御答弁もございましたが、本年、米を中心としたモデル対策事業として2つの事業が実施された点に関連

してお伺いをいたします。

1つ目は、実施の結果、昨年度見込み助成額とどのような違いがあったのか。

2つ目は、この制度の実施によって米を取り巻く全体の環境について、どのような影響が起きてきているのか。

3つ目は、この制度について来年度以降の動向はどのようになっていくのかについてお尋ねをいたします。

2点目は、TPP問題についてであります。これは本来の名称であれば、日本語的には環太平洋戦略的経済連携協定、横文字的には、その間にパートナーシップという言葉が入るようでありますけれども、ここではTPPということに統一をさせていただきたいと思っておりますけれども、これにつきまして、政府が水面下で温めていたということでもありますけれども、突如として国際化競争にさらされるおそれのあるTPP交渉参加に係る発言が先般菅総理大臣からあり、そのことについて、先月26日第4回臨時会において、美唄市議会は反対の意思をあらわす意見書を全会一致で可決し、国に対して送付を行ったのは周知のところでもあります。この問題は、日本農業の根幹を揺るがし、方策をたがえると壊滅への道をたどることにもつながるおそれがあると言わざるを得ないと思っております。そこで、次の4点についてお伺いをいたします。

1つ目は、この協定の基本的な内容についてはどのようなものであるのか。

2つ目は、万が一にも日本が国の対策をとらずに、現状でこのTPPに参加するような事態となった場合の国、道、そして本市の影響額について。

3つ目は、本市における農業関連分野及び雇用等についての影響はどの程度ととらえているのか、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

4つ目は、これらの点からして、本市として今後どのような取り組みの展開を図っていくおつもりか、お伺いをいたします。

3点目は、有害鳥獣等の被害対策についてであります。近年、野生動物による農作物や森林の食害による被害が急増していると言われ、また、その種類によってはその生息密度も高まっているとの報道もあり、本市においても特にエゾシカやアライグマ、そしてキツネによる被害やヒグマの出没情報も増加しているとのことではありますが、農作物や森林の経済打撃のみならず、人への被害が及ぶ危険さえ感じざるを得ない状況になりつつあると言えるのではないのでしょうか。よって、以下4点についてお伺いをいたします。

1つ目は、これらの近年における被害の状況や捕獲数の推移について。

2つ目は、最近、農業者向けに実施をされたこれらの被害に関するアンケート調査の内容と、その結果について。

3つ目は、国もこうした点から鳥獣被害を防止するため、新たに本格的な対策に乗り出すとのことのようにありますが、その内容と、本市としてどのようなそれに対して要望をされていくのか。

4つ目は、効果のある対策を進めるには、広域を含め市内の猟友会を初め、関係機関や団体と緊密な連携をとれる組織体制の確立や、捕獲効果を高め、かつ迅速で的確な活動を促すためにも、相当の予算的措置も必須であり、

しかるに今後の具体的な対応策についてお伺いをいたします。

4点目は、外国人及び外国企業による森林土地等の取得問題についてであります。近年、いわゆる海外資本による我が国の水源地に近い森林や、あるいは自衛隊施設を一望できる高台の土地などが取得されるなど、関心と呼んでいるところでありますが、まさに日本の大地まで国際化の波が押し寄せて来つつあることが実感させられるところであります。そこで、以下3点につきましてお伺いをいたします。

1つ目は、海外資本等による取得について、国内、道内の詳細な実態把握は難しいようではあります。現時点での状況と本市についてと、本市における森林面積状況の中で市有林の割合は51.7%とのことでしたが、そのうち個人が所有している面積と人数はどのようになっているのか。また、所有者が特定できない森林等はあるのか。

2つ目は、これら海外資本等が取得に当たっての本来の目的等について抑えてるものがあればお教えをいただきたいと思います。

3つ目は、今後本市においてもこうした事態に遭遇することもありうるのではないかと考えますが、本市としてどのような対応をされるおつもりなのか、お考えがあればお伺いをいたしたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
土井議員の質問にお答えします。

初めに、住みよいまちづくりについて、交流人口、増加促進等の対策についてでありま

すが、初めに、基本的な取り組み、その経過と状況についてであります。交流人口の増加に向けては美唄の魅力をいかに売り込むかというその仕組みづくりが重要な課題となっており、歴史や文化をはじめ、地域の産業や観光、イベントなど、美唄の地域資源を活用し、特色を生かしたさまざまな取り組みを進めてきたところでございます。平成21年度から22年度では、地域の魅力まるごとブランド化推進事業として地域資源の発掘、再評価を行うモニターツアーを実施したほか、民間事業者が実施する本市へのツアー企画への支援や、本市の特産品などを広く道内外に発信するため、札幌や東京都庁において美唄の魅力まるごとフェアを実施したところでございます。

また、平成16年からグリーン・ツーリズム研究会が中心となり、修学旅行生の農業体験の受け入れを行っているほか、今年度から総務省の地域おこし協力隊推進要綱に基づき、一般観光客の農家民泊の支援など、都市と農村の交流活動を推進しているところでございます。

さらに、移住・定住の取り組みの中では、民間の皆さんと一緒に美唄市移住・定住促進協議会を設立し、平成20年度からアパートやマンションの空き室を活用した短期滞在の受け入れを行っております。

次に、訪問者、利用者、体験者の声などについてであります。札幌圏からのモニターツアーのアンケート結果では、本市の豊かな自然環境、アルテピアッツァ美唄など本市の優れた文化などに対して高い評価をいただいているほか、特産品のPRを通じ米粉製品を

はじめ、やきとりやとりめしなど本市が取り組む食に対しても総じて高い評価を得ているところでございます。

また、グリーン・ツーリズムでは農業体験を通じて食の大切さを再認識し、受け入れ農家との交流が楽しかったなどの評価を受けており、リピーターとなる学校も増えているところでございます。さらに、一般の農家民泊についても都会では得ることのできない感動や癒しに対し、美唄が第2のふるさとであるかのような高い評価をいただいているところでございます。

また、移住・定住の短期滞在者の傾向といたしましては、道内旅行を兼ねた団塊の世代の方の滞在が多くなっており、アンケート調査の結果では、物価が安いなど好印象を持ったものの、冬の暮らしが厳しそうなので定住までは考えていないという回答が多くあったところでございます。

次に、今後の具体的な対策についてですが、今後におきましては、メディアを活用した積極的な情報発信に努めるほか、本市の持つあらゆる観光資源について、国や道が実施する観光に関する支援制度を活用したツアーの実施や首都圏や札幌圏からのリピーターが多いアルテピアッツァ美唄とグリーン・ツーリズム、それから移住体験など、他の観光資源や地域資源と組み合わせた観光メニューの整備を進めると共に、近隣自治体、地域とも連携を図りながら、さらなる交流人口の増加に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、民間の空き家等についてですが、民間の空き家等については詳細な把握は

しておりませんが、本年、春と秋に実施した消防の防火査察の結果では、空き住宅が1,075戸あり増加している状況にあります。

貸し家、アパート・マンション情報については、移住・定住の取り組みの中で不動産物件の情報をポータルサイトPIPAに掲載して有効な活用につながるよう情報発信に努めているところであり、その掲載する情報は、美唄市移住・定住推進協議会に加入している宅地建物取引業の資格を有する民間事業の方を通じて随時最新情報に更新しており、物件を求めている方がいれば、直接その業者に御連絡や御相談をしていただいているところでございます。

また、廃屋等の危険な建築物に関しては、所有者の方に適切な対応をお願いしているところではありますが、所有者が不明であったり、所有者がわかってても所在不明の場合もあり、借地の場合は土地所有者の方と御相談するなど個々のケースごとに対応しているのが現状でございます。

市といたしましては、現在厳しい経済状況にある中、民間の皆さんと協力して、少しでも土地・建物の有効活用につながるよう、今後ともインターネット等を活用した不動産情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

また、アパート・マンション等の空き室に関しましては、個別に御相談に応じてまいりますが、経営診断や経営セミナーの開催などについて、関係団体と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

さらに、廃屋等の危険な建築物に関しましては、今後とも周辺住民の皆さんに危険が及

ばないように所有者の方などと連絡を取り合い、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、農業行政等については、戸別所得補償モデル対策についてであります。本年度はモデル対策として、水田に麦・大豆等を生産する販売農家を対象に交付金を交付する水田利活用持久力向上事業と米の生産数量目標に即し、生産する販売農家を対象とする米戸別所得補償モデル事業の2つの事業が実施されております。このモデル対策による美唄市への交付総額は、昨年12月末に米戸別所得補償モデル事業の定額部分の交付単価が1万円から1万5,000円に引き上げられたことや、水田利活用持久力向上事業において激減緩和措置が講じられた事から、昨年度の対策との比較では約6億円多くなるものと見込んでいるところでございます。

次に、本年度産米の価格が現在下がっておりますが、この主な要因といたしましては、過年度分の在庫数量などによるものと考えておりますが、農林水産省が実施したJA、出荷業者などの抽出調査結果によりますと、戸別所得補償制度で補償金が出ることを理由に、一部の流通業者などから値引きが要請されたことが判明している状況もあり、こうしたことの影響もあるものと考えております。なお、変動部分につきましては、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、来年度以降の対策につきましては、畑作物も含め本格実施される予定であり、農林水産省の来年度予算概算要求資料で申し上げますと、対象作物は米、麦、大豆、てんさい、でん粉原料用バレイショ、そば、菜種で、

米は本年度と同様に作付10アール当たり1万5,000円が交付されるほか、水田を活用して麦、大豆などを生産した場合に交付される水田活用所得補償交付金につきましても、本年度とほぼ同じ水準になっているところでございます。

また、米戸別所得保障のモデル事業における変動部分については、米価変動補てん交付金として引き続き米価変動対策を講じることとしているほか、交付金の算定期間は当年産の販売価格は出回りから3月までとし、交付時期も翌年の5月から6月頃に支払うこととしております。畑作物については、現行の水田畑作営農所得安定対策を廃止し、生産数量に応じた数量払いを基本に作付面積に応じて支払う面積払いを併用する新たな戸別所得補償交付金制度を創設しております。面積払いは生産者が農地を保全し、営農を継続するための必要最低限の額として、麦ほか5品目、共通単価となる10アール当たり2万円が作付面積に応じて支払われるものであります。交付金の支払いの単価は面積払い分を先に支払い、その後、販売数量が明らかになった段階で数量払いを行うもので、交付額は面積払い、または数量払い、いずれか高い額が支払われる仕組みとなっております。また、数量払いの交付単価は小麦が60キログラム当たり6,360円、大豆が60キログラム当たり1万1,430円となっており、これに加え、生産者の営農努力を反映する品質加算を設けることとしております。

なお、水田畑作営農所得安定対策では、固定払いの割合が7割、成績払いの割合が3割となっておりますが、新たな制度では、こ

れまでの固定払いに当たる面積払いの割合を5割程度と低くした一方、良質な農産物を多く生産すると数量払いや品質加算などの交付額が多くなる仕組みになっていることから、今後は、栽培技術のレベルアップなどにより、農業所得の向上につなげていくことが必要であると考えております。

次に、TPPについてであります。環太平洋パートナーシップ協定は、米国、オーストラリアなどを含む9カ国で交渉が進められており、農業分野を含め貿易自由化の例外を原則的に設けず100%の関税撤廃を目指しております。仮に、TPPに参加し適切な国境措置がとられなかった場合、農林水産省は農産物の生産額が4兆1,000億円程度減少するほか、食料自給率は40%から14%程度になると試算しております。また、北海道は農業産出額が5,563億円減少するほか、食料自給率も211%から64%程度になると試算しております。美唄市では米や小麦など4品目の合計で、農業産出額が50億3,000万円程度減少するものと推計しており、商工業などを含め本市経済に大きな影響を及ぼすものと考えております。このため、市といたしましては、北海道市長会を通じて道や農業協同組合中央会などで構成する北海道農業・農村確立会議と共に、道民合意がないまま関税撤廃を原則とするTPPへの参加を決して行わないことなど3項目について農林水産省等へ要請しており、今後とも関係機関・団体と連携し、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣等被害対策についてであります。近年はアライグマやエゾシカによる

被害が増加している状況で、アライグマは市内全域で確認されるようになり、その被害作物としては、主にスイートコーンやスイカなどとなっております。また、エゾシカは山麓地帯に多く出没しており、水稻やタマネギなどが踏み荒される被害が発生したほか、ヒグマによる養蜂被害もあったところでございます。これらの動物の捕獲頭数は種類別で申し上げますと、エゾシカが平成19年度、46頭、平成20年度、33頭、平成21年度、33頭、アライグマが平成19年度、51頭、平成20年度、38頭、平成21年度、20頭、ヒグマが平成21年度、1頭、キツネが平成20年度、27頭、平成21年度、42頭となっているところでございます。

次に、農作物被害調査につきましては、先月、市内3農協と連携して全農家を対象に被害調査を実施した結果、被害があるとの回答があった農家戸数は45戸、被害面積は約35ヘクタールとなっております。なお、被害額につきましては、現時点では把握できてないところでございます。

次に、国の新たな鳥獣被害緊急総合対策として、来年度の概算要求で鳥獣被害緊急対策事業が計画されており、この事業では、市町村が策定した鳥獣被害防止計画に基づいた地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止策等の被害防止施設などが助成の対象となっております。市といたしましては、鳥獣被害防止計画を本年度中に策定することとしており、これら国や道の事業も活用するなど、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、今後の対応につきましては、空知総合振興局に空知地域エゾシカ対策連絡協議会

が設置される予定であり、この組織を通じて、エゾシカの広域的な被害防止対策等について協議をしてみたいと考えております。

また、市内においては関係機関や民間団体など幅広い連携のもとに、有害鳥獣被害防止対策に取り組むことが必要と考えており、この活動組織となる地域協議会の設立に向けて、北海道猟友会美唄支部や農業団体などと協議を進めてまいりたいと考えております。さらに、有害鳥獣被害防止対策を効果的かつ円滑に推進していくためには、有害鳥獣の捕獲を含め、今後ともさらに必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、外国人及び外国企業による森林土地等の取得問題についてであります。道の調査結果によりますと、道内における海外資本等による森林の取得状況は33件、820ヘクタールとなっております。地域別には、後志総合振興局管内が28件、504ヘクタール、空知総合振興局管内が1件、292ヘクタールなどとなっております。国別で申し上げますと、中国が12件、240ヘクタール、イギリス領ヴァージン諸島が3件、297ヘクタール、ニュージーランドが1件、50ヘクタールなどとなっております。

また、本市における森林の個人所有の実態といたしましては、森林調査簿によりますと、278人、1,080ヘクタールとなっております。そのうち、所有者が不明な森林及び外国資本等が所有する森林は現在ないところでございます。

なお、全国における海外資本等による森林の取得状況については、これまでのところ把握できていないところでございます。

次に、取得の目的についてであります、道の調査結果においても海外資本等による森林の取得目的は把握できていない状況でございます。

次に、今後の対応についてであります、道は森林などの売買にかかわる現行制度では土地取引の実態を把握できない部分があることから、国に対し必要な制度改正を求めていくほか、貴重な財産である水資源を将来に向けて保全することなどを目的とした道条例の制定に向けて取り組んでいく考えであります。市といたしましても、水源の涵養や生物多様性の保全など、森林の持つ多面的機能が発揮されるよう森林の所有者それぞれが森林の適切な整備と管理を行うと共に、市民の皆さんの安全・安心な暮らしを確保するという観点からも森林などの所有状況などを今後とも明らかにしていく必要があるものと考えております。

今後は、国や道の対応を注視していくと共に、道は条例を制定する際、市町村の意見を聴取する予定であることから、空知森林組合などと連携して、積極的にその場で意見を述べていくなど、本市の森林の適正な維持保全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 11番、土井敏興議員。

11番土井敏興議員 それぞれお答えをいただきましたけれども、何点か改めてこの場からお伺いをいたしたいと思っております。

まず、交流人口増加促進等の対策についてでありますけれども、取り組んでこられた事業について、利用者等の評価については総じて高かったというお答えのようでありました

けれども、しかしながら、事業によっては少なからず辛口とも言える評価があったのではないかというふうに思うわけですが、そうした中での率直な声もお聞かせをいただければというふうに思います。そこから課題として受けとめなければならぬものも当然あるでありましょうし、また、解決に向けた対策も必要というふうに思います。

それと、民泊など修学旅行生の受入関連については、受け入れる側の件数や体制にも限界があり、それが負担にもなっているというような声もありあり聞いておりますけれども、やはりこれらをスムーズに進捗させるためには、行政としても適切なフォローというものが需要ではないかというふうに思うわけであり、本市として、新しい総合計画にも交流に関する分野については重要なキーワードとして位置づけをされていることからしますと、対外的にも美唄を強力にアピールをし、そして活性を図るためには、市民はもとより、各団体や事業所等などの協力というものは不可欠であるというふうに思うところでありますけれども、お考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、戸別所得補償制度の関係についてでありますけれども、これは全国の10アール以上の米を耕作している販売農家に、等しく恩恵をとということであったわけであり、けれども、各地でいろいろなまたケースが生じているということも既に報道があったところで、知っておられる方も多いのではないかというふうに思いますけれども、本来、この制度による対策というものは、農業者にとって等しく将来の展望と希望の持てるそういう制

度でなければならぬと思えますけれども、また、そうでなければ全く意味のないことになってしまいかねないわけでありましてけれども、現実的な形として本州各地でいろいろなことが起きているようでありましてけれども、中には、やはりこの制度が実施をされたことで、本州の農業の形態というのは兼業農家が多いわけですが、そういった中で非正規で働いている農家の皆さん方が、実はこの事業が実施をされるということで雇い主の方から、私のところにこれだけで生活している方をできれば優先をしないと、ついてはあなた方については、いわゆる田んぼの方に国から助成があるということで、そちらの方で何とか頑張ってもらえないかということで、やんわり、いわゆる解雇並びにリストラということになりましようか、そういった宣告をされているケースもあるということで、特に、関東近県で多いような話も聞いております。今御案内のように、農業を取り巻く環境の中で、10ヘクタール規模で専業にやっててさえなかなか生活がおぼつかない状況の中で、特に兼業ということになると面積が少ないわけですから、そういった方々が本当に水田を中心として生活が成り立つかということになると、極めてこの辺のところはさらに対策を深めていかなければ窮地に立たされる農業者も非常に多くなるのではないかというふうに思っておりますし、本市においてもそういったケースもあるというふうにも実は聞いております。ですから、なおさらのこと、この辺のところの対策についてはしっかり本市としても声をあげていく必要があるというふうに思いますし、また一方では、先ほどお答えの中にもあ

りましたけれども、21年産の米の在庫が多いということもあって、実は本年生産された米の価格というのが大幅に下落をしているのも事実であります。そういった流れの背景には、いわゆる流通に携わる米を扱う卸業者の方から、農家の皆さん方には10アール当たり1万5,000円という定額部分のいわゆる助成があるということで、今年の米の取引価格については我々の方の主導をお願いをしたいというようなところから交渉が始まっていたようでありまして、現在、やはりその流通している価格というものが10アールに換算いたしましても、その助成額としてついたはずの1万5,000円前後は既にこの価格の中に織り込まれてしまったために、最終的に農家の皆さん方の差し引き計算をすると、このことがいわゆる懐に入ってくる形にならないというような、大変な現象が起きてることもこれも周知の事実であります。そういった中で政府としては、これらに相当する部分については、先ほどお答えもありませんたけれども、変動部分という形の中で対策をするという事で、目減りについては食い止めが可能だというふうに言われているようでありまして、これもしかしながら、具体的にどうかということについては、先ほどお答えもありませんたけれども、動向如何によっては農業経営に実は大きな影響を与え、またその再生産にも支障を来しかねない、そういう形になるのではないかというふうに私は危惧をしているところでありまして、このことについて、市として改めてはどのように考えておられるのか、お伺いをさせていただきたいというふうに思います。

次に、ＴＰＰの関係についてでありますけれども、日本農業も昔から言われておりますけれども、猫の目よりも目まぐるしく変わる農政だということでありまして、まさにやはりそれで日本の農業というものが翻弄をされており、また、対外的には先ほどお答えもございましたけれども、いわゆる国際化の波の中で、ＴＰＰを始めＦＴＡ、そしてＥＰＡなど、トリプルパンチで揺さぶられているというのが実情であって、本当に行く先というものが全く不透明な状況と言えるのではないかというふうに思います。それに加えて、これまでは国が実施をしてきた減反政策についても、その生産調整の数量というものについては今日までしっかりと忠実に堅持をしてきたはずの北海道に対して、このほど農水省から示された来年度の生産目標数量については、面積換算で前年対比３．４％減ということで、北海道においては約４，０００ヘクタール弱の大幅な減となっているわけでありまして、私から言わしていただくならば、極めて冷徹な仕打ちを受けた構図となっているのではないかなというふうに感じるところでありますし、一方では、生産調整の未達成の多い大都市近県においては、０．２％から１．７％減という微減に終わっておりまして、これについては、農水省の方では過去の実績にはとらわれないという形の中でこの数量を配分したという答えのようでありまして、どうしてこういうことになったのかということについて、全くこう理解がしがたい、本当に矛盾ではないかとも言えるような結果とも言えますし、不公平感を感じざるを得ないというのが率直な感想であります。こういった状況の

中で、いずれにしても苦渋の中にも選択をしていかなければならないわけでありまして、水稲以外の作物を増やすとしても、水稲以外の作物については、北海道で栽培する中においては、いずれにしても水を必要としない、常時水を必要としない作物が大半なわけでありまして、そういった場合には、やはり本市は、その生産の基盤である圃場の整備というものが周辺地域よりも遅れているということからして、やはり収量性の高い作物の選択が厳しい状況であるのが現実であります。ですからなおさらのこと、田畑の輪換、あるいは品質向上、作業の効率化を図って、競争力と体力の強化を強く求めていかなければならないところだというふうに思っております。まさに、生産基盤の整備というものが不可欠であると、またその急務と考えるところだというふうに思うわけでありまして、よって１日も早い今取り組んでいるところの国営農地再編整備に大きな期待が寄せられているわけでありまして、しかしながらその採択というものが遅れているのも現状であって、それに対して農業者の皆さん方は一様に不安を隠せない状況であることも事実だというふうに思います。そういったところから、やはり市として今後どのように取り組まれるおつもりか、その辺についても伺いをいたしたいと思っておりますし、あわせて、こうした農業を取り巻くさまざまな情勢の中でＴＰＰをはじめとする、いわゆる外圧に屈しない、あるいはさらなるその先を見据えた美唄農業を確立をして新たな価値を付加するような、そして発展をさせていくような視点が大事ではないかというふうに思うわけであり

まして、この点についても市としてこの先についてどのような展開を基本に据えていくお考えがあるのか、その辺あればお伺いをいたしたいと思います。

次に、有害鳥獣の関係についてでありますけれども、農水省の新しい改革については、地域ぐるみでの活動に重点を置いているように感じ取れたところでありましてけれども、やはり今、美唄の現況を見ますときに、捕獲数の推移については大きな変化はないように感じ取れるわけでありましてけれども、しかしながら生息数、あるいは密度といったものについては確実に高まってきているという状況であるようでありまして、今まさにその対策を講じなければ、これがさらに密度が高まるような状況になっていきますと、極めて大きな被害を及ぼすことも考えられるところだというふうに私なりに思うところでありまして、でありますから、これまでは本市においては、捕獲に関する部分につきましては猟友会の方々に、ボランティア的に近い形の中で多大なご協力をいただきながら対応してきたのが現状だというふうに思うところでありましてけれども、聞くところによりますと、猟友会の方々も会員数の減少や高齢化が進んで、今後においては組織機能の低下が心配されるこのことでもございますので、やはりまさに今、策定をされているという最中ということでありましてけれども、鳥獣被害防止計画や、それから御答弁がありましたけれども、今後予定をされている地域対策協議会にやっぱりこれらの育成を初めとした被害防止向上に向けた諸対策がしっかりと盛り込まれて、連携強化のもとに実効性が上がることを期待をするも

のであります。そのためには、何と言っても大切なのは、やはり基礎となるデータはしっかり持つという事が何よりも、今ほど申し上げましたように大きな意味を持つものではないかと思っております。この辺のところのデータというものをしっかりしないと、せっかくこの計画を立てようとしてもその計画というものが宙に浮く心配があるのではないかというふうに思うわけでありまして、このたびのアンケートの調査によりますと、お答えの中においても実被害額については、いわゆる自己申告という形になったがために、なかなかその内容等について記入者の皆さん方に理解をしていただけなかった点がある意味では多かったのかなというふうに私なりに考えるところでありまして、でありますから、やはりこの調査の精度を上げていくことで、踏み込んだ被害防止対策にもつながるのではないかというふうに思われますので、そこで得たデータを組織的な活動に生かしたり、より効果を上げるためにも、ぜひこの種の調査については毎年しっかりと続けるべきと考えるところでありますけれども、お考えがあればお伺いをいたしたいと思っております。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君 土井議員の質問にお答えします。

初めに、交流人口の増加に向けた体制などについてでございますが、モニターツアー後のアンケートからは施設が身体障がい者や高齢者に対応していないところがある。看板が見づらい。ツアーのメニューを絞っては。などのご意見をいただき、今後の企画の参考としてまいりたいと考えているところでござい

ます。また、モニターツアーでの課題としましては、地元民間事業者がツアーを企画する場合の効果的なアピールの方法や、これに伴う費用といったものが今後の課題となっているところでございます。

次に、農家民泊の受け入れにつきましては、市は、グリーン・ツーリズム研究会を通じて、受け入れの調整、簡易研修などの支援のほか、先月26日には空知総合振興局との共催により、新たな農家民泊を行う仲間づくりなどを目的といたしました空知ファームイン開設研修会を開催したところであります。市といたしましては交流人口の増加を目指すため、地域の魅力まるごとブランド化検討委員会のような組織を発展的に展開するなど、これまでの取り組みを継続していくほか、農家民泊につきましては、新たな受け入れ農家の仲間づくりに努めるなど、市民の皆さんや事業者の皆さん、各機関・団体と連携し、観光交流の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、戸別所得補償モデル対策事業についてであります。平成22年産米に対する変動部分の交付単価につきましては、来年1月までの全銘柄平均の総体取引価格をもとに算定され販売農家へ支払われますことから、今後の販売価格の動向などを注視すると共に、関係団体と連携して情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、基盤整備国営農地再編整備事業についてであります。市といたしましては、23年度の事業採択へ向けて、地域を挙げて国に強く要望を行ってきたところでございますが、美唄地区は残念ながら来年度の概算要求

が見送られたところでございます。このため、平成24年度に事業採択となるよう、農協や土地改良区、事業促進期成会と連携を図り、事業の必要性を訴えながら国に粘り強く要望してまいりたいと考えております。

次に、本市農業の今後の方向性についてであります。今後とも本市を支える基幹産業として持続的に発展していくためには、農商工連携や農業の6次産業化、さらには海外市場も含む需要の開拓などが必要であると考えております。このため、農産物の品質の向上や生産性の向上、基盤整備の促進、高付加価値化の推進、さらには担い手の育成など、必要な対策を今後とも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、鳥獣による農作物被害調査についてであります。今回実施した調査は初めての試みでありまして、被害額の記載のない方がいらっしゃいました。このため、こうした方々に対しましては直接確認を行うほか、調査で把握できた被害地域を中心に聞き取り調査などを行ってまいりたいと考えております。また、この調査は来年度以降も継続して実施することとしているものでございます。

議長内馬場克康君 午後2時45分まで休憩をいたします。

午後 2 時 3 6 分 休憩

午後 2 時 4 6 分 開議

議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあら

かじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問に移ります。

13番、紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員(登壇) あらかじめ時間延長をいただきましたので、心置きなく発言をすれば、こういうことだと思いたいで、しっかり発言をさせていただきたいと思いたいます。

私は大綱4点にわたりまして、市長職務代理、そして、教育長に御質問を申し上げます。

1点目は、行財政運営でございます。決算見通しと新年度の予算編成、これは特に、来年度の予算編成の留意点ということで、ぜひ新しい計画のスタートに当たる、そういう予算編成であってほしいという願いを込めて、その部分を中心にお尋ねをしたいと思います。

小項目2つ目の財政健全化計画については、この記載の内容でございます。3つ目も同じでございます。

大綱2点目の公営住宅につきましては、老朽化の激しい公営住宅でございますが、今日的な課題についてそれぞれ把握をしたい。あわせて、既に議論をしております、さまざまな公営住宅に関わる改善事項等について御提言を申し上げたいというふうに考えてございます。

ごみ処理行政につきましては、既に議論がされておりますが、この多額の費用を要する中間処理施設の建設の是非と課題について、自分の考えを申し上げながらお尋ねをしたい

ということでございます。

生活保護は、既に9月の定例会でも同趣旨の発言をしておりますが、さらに突っ込んでお尋ねをしたいということでございます。

以下、順次、通告に示しました事項に従いまして、ご質問申し上げたいと思いたいます。

最初に、行財政運営についてでございます。

1つ目は、決算見通しと新年度予算編成についてであります。既に11月を終え12月に入りました。決算見込みもある程度固まっているかと思いたいますが、補正予算が既に提案をされてございますから、その中でも細部にわたっての議論はできるわけでございますが、ここでは、1つに、一般会計の実質収支、収支均衡になるのか、赤字なのか、大きく黒字が出るのか、あわせて、病院会計の不良債務、新たに発生するおそれがないのか、この辺のところを中心に、その見込んだ主要要素を含めてお答えをいただきたいと思いたいます。

2つ目は、来年度の予算編成の留意事項についてであります。11月末に示達されました予算編成方針、ここに掲げられております留意点、ポイントにつきましてお尋ねをいたします。特に先程申し上げましたが、6期の総合計画のスタート年ということでございます。この財政健全化計画等とのかかわりもございたいますけれども、元気の出るまちづくりという視点でどのような予算編成を行ったのか、ここを中心にお答えをいただきたいと思いたいます。

次に、財政健全化計画の推進についてでございます。

その1つは、2009年度の見直し事項というのが示されました。11月に出されまし

たこの見直し版によりますと、健全化効果額というのが、この差し引き額が出ておりますが、これの要因に関しまして少しく、主なもので結構でございますが、総額で9,000万を超える効果額の増要素が出たわけでございます。これらの中身を教えてください。

それとあわせまして、同じく見直し版の2ページでございますが、財政健全化の具体的取り組み項目の変更というのがございます。

1つに体育センター、これは22年度末をもって用途廃止、もう1つは三井美唄幼稚園、22年度末をもって用途廃止、これらの計画が実施予定が見直され、それぞれ先送りという内容でございます。これらの見直しをした理由、これらについてお示しをいただきたいと思っております。

次に、実質収支、実質公債費比率の問題でございますが、これも見直しの中で実質公債費比率の数字が出されてございます。各財政指標の見直しというところで10ページでございますが、ここに実質公債費比率が出されておりました、平成23年の計画を見ますと、見直し前が24.9、見直し後が23.9であります。イエローカードの、言わば基準値というのが25.0でございますから、言わば、非常に近い数字で推移をしてる訳ですが、この計画上では好転をしたということでございますが、これらのイエローカードが出される可能性というものはあるのか、心配しなくていいのかですね。と言いますのは、実質公債費比率の算定というのは、公債費の償還等もございまして、あわせまして、分母にあります標準財政規模ですね、標準税収入額等の。これは美唄市だけでは算定できない、国の動

向というものも大きく影響する分母があるわけございまして、これらの動向等も見ながら大丈夫なんだろうかと、こういう心配をしております、その可能性がないのかどうか、お答えをいただきたいと思っております。

3つ目は、奨学金の貸付金見直し後の影響でございます。これも当初、財政健全化計画の素案段階でも出されておりましたし、そのとおり実行されたわけでございますが、HCCの貸し付けを除きまして、奨学金の貸付事業というものは廃止をしたわけでありまして。廃止の理由としては、他にいいものがあると、他の制度を活用してくださいと、その時に出されたものが道社協が受け皿となります生活資金等の貸付でございます。果たして当初計画したような、他にいい活用できる制度ができたのと、こういう事で進めた見直しが滞りなくそのとおりいってるのか、皆さん方に影響がない、そういう状況なのかどうか、この辺についてひとつお答えをいただきたいと思っております。

3つ目、国家予算と地方対策に関してでございますが、その1つは、毎年地方財政対策、地財対策と言いますけれども、これが出されております。国の予算も地方財政対策も表裏一体、一体のものでございまして、政権交代後、初めて組んだ本格予算、国家予算でございます。現在、民主党を中心とします政権、文字どおりメロメロの状況ございまして、何のための政権交代だったのかという批判が多いわけでございます。私もその耳を謙虚に、その声に耳を傾けておりますし、うなずく点多々あるわけでありまして、この2010年の予算編成に当たって、政権交代によって示さ

れた国のあり方、そして、予算づけのあり方、このことについては大いに賛同し期待をしたものでございます。そんな意味からしまして、直接この地方財政に影響します新政権における地財対策、これをどのように評価をして、具体的に美唄の行財政にどのような好影響があったのか、悪影響があればそれでも結構ですが、ひとつ、もう既に2011年度の国家予算議論をしてるところでございますが、その新鮮な政権交代後の初の本格予算という意味もございまして、その辺の評価、影響についてお尋ねをしたい。

あわせて、マニフェスト工程表主要事業と書いておりますが、これは国の予算、財務省の主計局でまとめた政府予算が終わりまして、打ち上がりまして、12月中に例年出すわけでございますけれども、その中に、政権交代後の1つの特徴的な扱いとしてマニフェスト工程表主要事業という項目がございました。御案内のとおり、その中の部分、主要な部分言いますと、子ども手当の支給、それから高校の授業料実質無料化、さらには、今ほど議論になりました農家の戸別所得補償モデル事業、あわせて、失業保険等の給付の改善、雇用対策、そして高速道路等の無料化の問題、さらには、燃料税、燃料課税に関する問題、これらも全て新政権のマニフェスト、これをどう予算に生かすかということで、主要事業ということで示されたわけでございます。これについて、市長代理はどのような評価をしておいでになるか。

あわせて、これらの美唄市民への影響、先ほど農家の戸別所得補償、今までとどう変わったんだということでの御質問がござい

ました。6億程度という数字も出されたわけですが、重複する部分があるかと思っておりますが、これらの主要事業ごとに事業の概要、できれば積算の基礎等も含めて、美唄市、美唄市民への影響がどのようになったのか、お示しをいただきたいと思っております。

高速道路の無料化は、これも賛否両論ございまして、美唄にとってはいかがなんでしょうかと、12号線沿線の、いわばコンビニとかお店関係については非常にお客の数が減っていると。一方で客が増えたと、こういうところもあるわけでございますが、美唄市の行政エリアとして考えた場合には、どのような状況になっているか、影響額を把握をしておられればお答えをいただきたいと思っております。

大綱の2点目は、公営住宅行政についてであります。

その1つ目は、公営住宅の維持管理についてでございます。小項目の1つ目は、維持管理状況と抱えてる課題について、現在、市営住宅、そして道営住宅含めまして約1,200戸の住宅の管理を美唄市が実質行っている訳でございます。老朽化をしているものは既に、昭和38年の東明の中央団地等が一番古いと承知をしております。いなほ団地も古うございますし、それから南美唄の団地も古うございます。40年以上超えるその使用、耐用年数を経過しているというところもあるわけございまして、恐らくこれらの維持管理、さまざまな課題を抱えているでしょう。あわせて、高層住宅等もできましたので、日々管理をしている現場の職員の皆さんについては悩みがあるかと思っておりますが、押さえておられますこの抱えている課題、でき得れば、この

管理状況も、現状ですね、改めてお尋ねをして、課題についてどのように整理をしておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

2つ目は、公住会計、かぎ括弧をして公住会計と申しましたが、この収支状況についてでございます。私は決算でごみの関係について、家庭ごみの有料化の時に、費用負担の収集費用の25%程度ということを考えてるといふ、そういう市の考え方を受けまして、これはやはり、きちっとその収支を明らかにして、どういう状況になってるんだろうかということをお知らせしていただく体制を講じるべきだということをお話をして、決算書にその概要が示されるようになったわけでございます。そんな意味での公住会計としてかぎ括弧をつけたわけでございますが、2億数千万に上る公営住宅の住宅使用料、これがでございます。あわせて、国から国有資産等の所在市町村の交付金もでございます。そして、道からの補助もあります。一方、支出は管理経費プラスこの平成21年につきましては様々な予期せぬ支出も出たわけでございますが、維持管理経費、そして人件費、公債費等の償還費、これらもあるわけでございます。公営住宅を維持建設するために、どれだけの費用がかかるのかと、これらについての収支状況、これは決算書ではわからないわけでございます。直近、21年度でも結構でございますが、把握できる範囲で結構です。収支状況についてお示しいただきたいと思っております。

3つ目、収入超過者と減免等対象者の状況でございます。公営住宅につきましては、公営住宅法で住宅困窮者であることと、それが

ら低廉な家賃で快適な住宅を提供すると、こういう公営住宅法で設置目的があるわけでございます。一方、入ってる間に収入が増えて、そして収入超過者となった場合には一定の基準以上の家賃、これを納めなきゃならない、こういうのがあるわけでございますが、この収入超過者さん、どの程度おられるのか、あわせて、これも規定にあるわけでございますが、一定の所得以下の方、これについては減免、そして徴収猶予等のそういう措置もあるわけでございますが、この場合、減免に絞って対象者がどの程度いるのかお答えをいただきたいと思っております。

小項目の4つ目でございますが、自治会と共益費の負担の状況でございます。特にこの場合、高層住宅等にかかわる課題が出されてございまして、市議会においても明日の常任委員会、産業・厚生委員会で高層住宅にお住まいの自治組織の代表の皆さんおいていただいて、悩んでる事項をお聞きをするという場を持っているわけでございます。ここで尋ねをしたいのは、自治組織が徴収をしております、いわば建物の維持管理、特に共通経費ですね、主に電気料等が多いというふう聞いてございますけれども、これらを中心とする共益費の負担状況というのがどうなってるんだろうか。これは、行政が直接タッチをする内容じゃありませんので、機械的にその状況について提出をせよと、こういうことにはならないかと思っておりますが、把握をしておられましたらどのような負担の状況になっているのかお知らせをいただきたいと思っております。

中項目の2つ目は、公営住宅の今後についてであります。びばい未来交響プランの事務

事業インテックスには、向こう3年の、どんな事業をするのかというの出されております。公営住宅に関するこの事業計画というのは22ページに記載をされておまして、ここでは、給水設備の更新がゆたか団地、これが初年度、23年度、あわせて23年度には、火災警報器の設置、それから、共同受信施設のケーブル改修と、南美唄ほか、有為、有明と、こうあるわけでありまして、以下、同様の修繕等の改修費用というのが3年間の計画が出されているわけですが、先程申し上げました昭和38年に用途開始のあったところがあるくらい、非常に古い住宅を抱えている訳でございますが、用途廃止の計画やら、それから投資的事業、ここで投資的事業と言いましたのは大規模改修、そして建て替え、これら等の考え方というのがあるのかどうか、この総合計画では伺い知れませんでしたので、ひとつ計画があればお答えをいただきたいと思っております。

最後でございますが、入居希望者の傾向と倍率等であります。入居者のいわば充足率、入居状況は市営住宅で92、道営住宅はもっと多い97くらいの入居率だというふうに聞いてございますが、待機者も結構いるわけでございます。現在、入居を希望する方が一体どんな傾向なのか、どういうところに公営住宅に希望して住みたいという傾向なのか、これら把握しておられると思っておりますので、あわせまして、出来れば大まかで結構ですが倍率、トータル的なものは先ほど申し上げましたが、把握できる範囲で結構ですが、この入居希望者がどの程度入れるのか、この倍率等についてお答えをいただきたいと思っております。

大綱の3点目、ごみ処理行政についてでございます。

その1つ目は、一般廃棄物中間処理施設の整備について伺います。小項目の1つ目は、高温高圧リサイクル施設とした根拠、これも詳しく同僚議員であります小関議員が、午前中お尋ねがあったわけでございます。重複する部分があれば恐縮でございますけれども、私にも改めてこのなぜ高温リサイクル施設にしたのか、数多いいわば選択肢から、これを抜き出して出したという根拠を改めてお答えいただきたいという事と、2つ目は、ごみの減量化・資源化対策と各自治体の取り組みについてであります。これは、今さら申し上げるまでもなく、既に平成13年度の実績を見て、14年度以降のごみの一般廃棄物の処理計画をつくったときにも同様の内容が、このごみの減量化、ごみを出さない、そしてリサイクルを促進するというメニューが出されているわけでございます。今さら新しいものはないのかもしれませんが、この今日的に多額の中間処理施設の整備費がかかるということ踏まえまして、ごみの減量化・資源化対策をどのように考えておられるのか、改めてお尋ねするわけでございます。

そして、これも東京都のごみ戦争、高度経済成長期のときのごみ戦争がございましたが、これらの非常に先進的な取り組みをしている自治体が全国各地にあるわけございまして、これらのごみを出さない、そしてリサイクルをすると、こういった先進自治体の取り組みについてどのように把握をし、どのように美唄市のごみ処理行政に生かしておられるのか、生かそうとしているのか、お尋ねをする次第

でございます。

質問の最後でございますが、生活保護行政について伺います。自立支援プログラムについて2点伺いたいと思います。第3回定例会で、自立支援プログラムについてお尋ねをいたしました。美唄は国が導入をした平成17年に先んじて平成15年から取り入れている、ちょうど井坂市長の時代でございます。先取りをして取り入れている。そして、北海道からも評価を頂いてるというお話でございました。それは大変いいことですね、という事で、そのときは終わったわけでございますが、ここでは、具体的にどんな取り組みをして、そしてどのような効果があったのか。この自立支援プログラムというのは、受給者、保護者ですね、被保護者が社会復帰をすると、生活保護法の1つの法律の目的であります、最低生活の保障と、それから自立を助けるため助長すると、こういう一方の大きな柱であります、そのための支援をどうするかということでございます。非常に、この厳しい経済雇用環境下ですから、対応している職員の皆さん、ご苦労が大変だと思ふんですけれども、この評価をいただいているその状況、ひとつつぶさにお答えをいただきたいと思うわけでございます。

先進事例の問題は、私はあまり多くの先進事例はわかりませんが、昨年のちょうどお正月、1月の北海道新聞にシリーズで釧路のこの自立支援の取り組みが出されておりました。釧路は50%を超える生活保護率と、市民20人に1人が生活保護受給者でありまして、ある人に言わせれば、産業の1つになっている。生活保護産業ということも言われ

ているわけございまして、これらの環境とすれば、美唄と同一視はできないわけでございますが、ここで取り組む母子世帯、そして子どもの教育、こういった私にとりましても非常に興味の高い部分があるわけでございますが、これらについて勉強した経過がございます。行政として把握をしておられる、この釧路に限ったものでなくても結構でございますが、先進事例となる他の自治体の取り組みをどのように把握をしておられるのか、この際お尋ねしたいと思います。

この場での質問は以上でございます。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。
市長職務代理者副市長板東知文君（登壇）
紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、行財政運営について、決算見通しと新年度予算編成についてであります。今年度一般会計の実質収支の見通しとしましては、今後の特別交付税の配分や、除排雪経費、燃料費等の動向、さらには国の経済対策への対応など不確定要素がございますが、現時点で市税については、調定ベースで見ると予算額に比して減収が見込まれるものの、普通交付税と臨時財政特例債の合計は、予算額に比較して2億7,000万円程度増収となる見込みであることから、退職手当債の発行を取りやめても黒字を確保できるものと見込んでおります。また、病院事業会計の決算見通しといたしましては、支出では給与費、材料費及び委託料などの費用の縮減が図られる見込みである一方、収入で10月までの実績における患者数と診療報酬改定の影響による診療単価が減少していることから、診療収益は計画より下回る見込みであります。10月以

降の患者数が増加傾向にあることから、引き続き計画の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、年度末の不良債務残高は、一般会計からの繰入金の前倒しを含めると、病院経営健全化計画より減少する見込みであります。

次に、新年度予算編成に向けては、財政健全化の着実な推進とともに、第6期美唄市総合計画の初年度として、協働のまちづくりを基本に産業づくりと雇用対策、にぎわいづくり、環境づくりを重点施策として取り組むこととしており、今後の国や道の施策事業や予算編成の動向、さらには地方財政対策や税制改正などに留意しながら、総合計画の推進を図ることとしております。財政健全化の早期実現とまちの活力づくりは、共に当面の大きな課題であり、第6期総合計画の前期5年において、確実に成果を上げなければならないと考えており、特に産業振興によるまちの活力づくりや雇用対策については、新年度においても重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政健全化計画の推進についてであります。平成21年度における財政健全化の具体的項目の効果額は、全体で計画5億1,977万8,000円に対して、実績6億1,063万1,000円となり、9,085万3,000円の増となりました。効果額の主な増減要因は、職員給与費等では共済費の増加で2,022万7,000円の減、早期退職者の増加で3,811万9,000円の増、財産収入では、旧中央駐車場用地の売却で、5,084万5,000円の増、そのほか、事務消耗品や燃料費等、内部管理経費の縮減

で2,643万5,000円の増などとなっております。

次に、実質公債費比率についてであります。地方交付税の増加により、標準財政規模が増加していること、さらには、退職手当債の発行取り止めや債務負担行為の繰上償還などから財政健全化計画の平成22年度見直し版における見直しでは、ピークは平成23年度23.9%であり、その後、減少傾向となります。このため現時点では、早期健全化団体になる可能性はないものと考えております。

次に、2010年度国家予算と地方財政対策についてであります。平成22年度の地方財政対策においては、地方税の減収、約3.7兆円に対し、地方交付税を約1.1兆円、臨時財政対策債を約2.6兆円増額し、実質的な地方交付税は対前年比、17.3%増加となり、地方一般財源の総額で約3,300億円増額確保されております。また、厳しい経済雇用状況から、地域活性化・雇用等臨時特例費9,850億円が創設されたほか、小規模自治体への配慮として、人口規模等に配慮する段階補正や人口急減補正が見直されたところでもあります。

本市におきましては、普通交付税の交付決定額が平成21年度61億8,092万2,000円に対し、平成22年度は65億4,911万円であり、対前年比、3億6,818万8,000円、6%の増、臨時財政対策債は発行可能額で平成21年度が4億2,754万5,000円に対し、平成22年度は5億7,758万4,000円であり、対前年比、1億5,003万9,000円、35.1%の増となり、合計で対前年比、5億1,

822万7,000円、7.8%の増となったところでございます。

地方財政対策といたしましては、厳しい経済情勢の中で地方の一般財源が一定程度確保されるとともに、小規模自治体への配慮として、段階補正等が1部復元されたことは税源移譲と課題はあるものの、評価できるものと考えております。

次に、マニフェスト工程表の主要事業の評価と美唄市民への影響についてであります。初めに、本市における子ども手当であります。本年9月分の支給対象者数は2,189人で、10月に支給した4月から9月分の支給総額は、1億6,945万5,000円となっております。子ども手当では子育てに要する経済的負担の軽減となっていると受けとめており、来年度以降の本格的な制度設計に当たっては、必要な財源について国が全額措置すると共に、事務に要する費用や人件費についても国で十分な財源措置を講じることが必要と考えておまして、この点については、市長会を通じて国に要望しているところでございます。

次に、高校の実質無償化であります。本市の状況について空知教育局に確認したところ、支給対象は市内3校の高校に在学している生徒数でしか確認できないとのことであり、本年10月で744名、本年度の支給総額としては8,838万7,000円の見込みと伺っております。手続は各高校から対象となる生徒数の報告を道が集約し、国に報告する形をとっており、保護者の手続は要さないこととなっております。多くの子どもたちが高校に進学する時代、家庭の経済的状況によっ

て就学の機会を制限されることなく、教育を受けることができることに関しては、教育機会の確保に貢献していると受けとめていたところでございます。

次に、戸別所得補償であります。本年度はモデル対策として、水田利活用持久力向上事業と米戸別所得補償モデル事業の2つの事業を実施しており、本市では対象農家728戸すべてが申請をしております。水田利活用持久力向上事業については、水田を有効活用して麦・大豆等の生産を行う販売農家を対象とするもので、作物別に交付される単価は異なりますが、本市への交付総額は、約17億5,000万円となっており、激変緩和措置が講じられた事から一定の評価ができると考えております。また、米戸別所得補償モデル事業は、米の生産数量目標に即した生産を行う販売農家を対象に、全国一律単価で交付する制度で、作付10アール当たり1万5,000円を交付する定額部分と米の販売価格の低下分を補てんする変動部分で構成されており、定額部分の交付総額は約6億7,000万円となっております。なお、変動部分については、平成22年産米の価格が大幅に低下している現状にあり、今後交付される予定の補償額について不安を持っている農業関係者も多いことから、制度として改善すべき点があると思われ、稲作農家が安心して農業経営を続けていけるよう、より安定した制度となることが必要であると考えております。

次に、高速道路の無料化であります。本年6月から始まった社会実験では、国道12号線の交通量が7月の前年比較で4割程度減少し、コンビニエンスストアの売上額につい

ては、増加した店舗と減少した店舗の両方があるほか、アルテピアッツァ美唄やゆ〜りん館の利用者数の増加が見られております。また、今年10月から11月に行った市内の消費動向調査では、高速道路を利用して市外に買い物に行く機会が増えたと回答した方が2割程度おり、自家用車による移動の利便性は向上していると思われませんが、総合的な市内経済への影響としては、通過車両の増加や購買力の流出など、マイナス面も懸念されるところでございます。

次に、雇用対策であります。本年4月に雇用保険法が改正され、非正規労働者については、雇用保険の受給要件としての雇用見込み期間が6ヶ月以上から31日以上に大幅に短縮されました。また、季節的に雇用されている方については、一定の要件のもとで加入できることとなりました。さらに未加入の遡及適用に関しては、これまで2年前までだったものが、本年10月からは2年を超えても遡及適用が可能となっております。現在の厳しい雇用情勢の中で、このような雇用保険の改善がなされたことは、セーフティーネットの拡充として一定評価するものと考えております。

国においては、新年度予算編成に向け、マニフェストの内容をそれぞれ見直す動きがあると報道されており、本市からも制度の改善等に関して、市長会を通じて要望しておりますが、新年度からは一層市民生活の向上や地方の活力づくりにつながるものとなるよう、願っているところでございます。

次に、公営住宅行政について、公営住宅の維持管理についてであります。これまで、

年次計画に基づいて有為団地など老朽化した市営住宅の建て替え事業を進めてきたところであり、平成22年4月1日現在、市営住宅の管理戸数は16団地、1,084戸、道営住宅の管理戸数は2団地、170戸となり、低所得者層を中心とする住宅に困窮する世帯及び高齢者や障がい者世帯の居住の安定を図ってきたところでございます。課題につきましては、公営住宅等の長寿命化と維持管理コスト縮減を図り、安全性を確保しつつ、限られた予算の中で効率的な維持管理に努めていくかが課題となっているところでございます。

次に、市営住宅の事業収支についてであります。平成21年度の状況で申し上げますと、収入では約2億4,197万3,000円であります。それに対し、支出の合計では約2億8,168万9,000円で、事業収支と致しましては、約3,971万6,000円のマイナスとなっているところでございます。

次に、収入超過者等の状況であります。平成21年度で申し上げますと、政令で定める収入基準を超える収入超過者は40人であり、16団地のうち10団地において、それぞれ入居している状況でございます。また、近隣市などの状況については把握をしていないところでございます。

次に、家賃の減免状況についてであります。平成21年度、減免者数は135人、減免額は2,150万円、減免を受ける入居者の比率は約13.6%となっており、現在の経済状況からすると増加傾向にあると考えております。

次に、共益費負担についてであります。

管理条例の中では入居者費用項目が定められており、入居時には注意事項や住まいのハンドブックなどで、必要な入居者の負担についてご説明しているところであります。共同施設及び附帯施設の費用については、各団地の自治会で決定しており、エレベーター付きの団地では、月額2,000円から2,500円と伺っております。

次に、公営住宅の今後についてであります。本市の人口や世帯数の推移並びに既存公営住宅の状況を踏まえ、今後における少子高齢化などに対応することを目的として、平成16年度に策定した美唄市公営住宅ストック総合活用計画を今年度見直しを行っているところでございます。この計画の中で老朽化の著しい団地につきましては用途廃止など、他の団地につきましては外部の改修や維持・保守点検などについて検討しているところあります。

次に、入居希望者の傾向と倍率についてあります。建設年次の新しい団地や利便性等の高い団地に応募倍率が高い傾向にあります。男女の比率では、男性約43.2%、女性約56.8%、年齢区分の比率では65歳以上の高齢者約21.6%、65歳未満約78.4%、職業区分で申し上げますと、無職の方は約48.9%、会社員の方は約47.7%となっているところでございます。平成21年度の公募状況で申し上げますと、市営住宅、道営住宅、合わせまして公募回数6回、公募戸数57戸に対し、応募者数が176名、倍率は3.1倍となっております。

次に、ごみ処理行政について、高温高圧リサイクル施設とした根拠についてであります

が、ごみの再資源化を図り、環境への負荷の少ない循環型社会の推進に資する処理方式で、かつ現在の収集体制を変えないで処理できることを基本に一括処理を行う5つのケース、生ごみと可燃ごみを分けて、それぞれ処理を行う6つのケース、委託処理を行うケース、以上12通りの処理方式について、建設費及び維持管理費、燃料利用等の効果などを比較し、さらに、可燃ごみの収集体制が類似している月形町との共同処理なども視野に入れて、コスト面など総合的な観点から検討した結果、高温高圧による処理システムが望ましいとの判断に至ったところでございます。

なお、このたびの中間処理施設の整備に当たっては、最終処分場の延命化や建設候補地の地元の方々の合意、南空知地域ごみ処理広域化検討協議会での整理、生成物の安定した受け入れ先の確保、市民の方のごみ処理手数料負担の検討など、さまざまな課題があると認識しており、市民の方々の負担軽減を図るため、これらの課題を解決していかなければならないものと考えております。

次に、ごみの減量化・資源化対策であります。スーパーなどのレジ袋削減によるマイバッグ運動の推進、新聞紙などの紙類につきましては、町内会などによる集団資源回収を進めていただくための啓発活動を行うほか、生ごみについては水切りの徹底や、家庭での堆肥化を奨励するなど、減量化と資源化の推進に努めているところであります。

いずれにいたしましても、市民一人ひとりが、資源化に取り組む姿勢が大切であることから、市民の意識の向上に向けて、今後とも、より一層広報誌や出前講座の開催などで周知

の徹底に努めてまいりたいと考えております。

また、各自治体におきましては、ごみ処理基本計画に基づき、排出抑制や分別収集、再資源化に関する施策を実施し、ごみの減量化やリサイクルに取り組んでいると承知しているところでございますが、他市町村の取り組みを今後も参考にしながら、減量化に一層努めてまいりたいと考えております。

最後に、生活保護行政について、自立支援プログラムについてであります。初めに、本市の具体的取り組みについてであります。平成15年度から就労支援相談員1名を配置したところであり、さらに今年度からは1名を増員し、ワンストップサービスとしてハローワークにも配置し、さまざまな相談に対応しているところでございます。自立支援プログラムの内容につきましては、65歳未満の稼働年齢層の生活保護受給者のうち稼働能力を有すると判断した中で、就労支援プログラムの参加に同意した者に対し就労相談員が求人情報の提供や履歴書の書き方、面接の仕方など、参加者のスキルアップに努めているところでございます。また、今年度の新規事業として、ハローワークに配置される就労支援コーディネーターの利用を中心とした生活保護受給者等就労支援事業を活用し、被保護者の自立に向けて取り組んでいるところでございます。

次に、対象世帯数ですが、昨年度では稼働年齢にあつて就労に関する阻害要因がないと判断された64世帯が対象で、そのうち25世帯が保護廃止となったところでございます。また、今年から2名の相談員を配置したことにより、被保護者が就労を開始した件数は、

本年度は11月末現在で24件と、既に昨年1年間の件数とほぼ同数となっており、効果は上がってきたものと考えております。しかしながら、勤めたものの雇用主とのトラブルや、職場内の人間関係が原因ですぐ辞めてしまうケースなど課題もあることから、今後も被保護者の自立に向けて一層の取り組みを進めているところでございます。

次に、他の自治体の取り組みについてであります。道内では札幌市や釧路市などがいち早く取り組んでいるところであり、空知管内では美唄市が他市に先駆けて就労支援相談員を配置し、取り組みを行っているところでございます。市といたしましては、自立支援プログラムについて釧路市など他市の例を参考にしながら、さらに必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

財政健全化計画の推進についてであります。初めに、美唄市体育センターにつきましては、施設の老朽化が進み、今後、大規模改修が必要と見込まれることや近隣に代替施設が見込めるといった理由から、平成22年度末の廃止を計画に盛り込んだところであります。その後、利用団体から体育センター開館継続の要望が出され、教育委員会といたしましても、廃止後の施設を有効に活用していただく事は有用との考えから、利用団体と話し合いを進めてまいりましたが、もう少し時間を要することから実施期間を変更することとしたところであります。

次に、三井美唄幼稚園についてであります
が、平成19年に策定した市立幼稚園配置見
直し計画に基づき、閉園、または三井美唄保
育所との幼保一元化について、平成22年度
末を目途として検討を進めてまいりました。
保護者や地域の皆さんには、幼稚園として一
定数以上の同世代で育つ環境を維持していく
ことは難しいこと、また、幼保一元化につい
ては新たに施設の増設が必要なことから、実
現が難しい状況にあることなどを説明し、理
解を求めてまいりましたが、地域からは幼稚
園存続のほか、幼保一元化など地域の子ども
を集団で保育する施設を設置してほしいなど
意見が出され、理解を得るには至らなかった
ところであります。このため、教育委員会と
いたしましては、閉園を2年間延長すること
とし、今後は就学前人口がさらに減少する保
育所においても入所時の減少が予測されるこ
とから、保護者、地域とのこれまでの話し合
いや幼稚園、保育所の施設規模、今後の幼児
数の動向、さらには国の幼保一体化の動き等
を踏まえ、幼保一元化について市長部局と連
携して再検討することとし、幼稚園について
は、現在在園している子ども達の卒園をもっ
て廃止することとしたため、実施期間を変更
することとしたところであります。

次に、奨学資金貸付事業の見直し後の影響
についてであります。見直し後、年2名から
3名程度の問い合わせがあり、社会福祉協
議会の事業に関する情報提供を行っておりま
すが、進学を目指す子どもたちへの見直しに
よる影響については把握をしていないところ
であります。

以上であります。

議長内馬場克康君 13番、紫藤政則議員。
13番紫藤政則議員 重ねてお尋ねします。
9月の6日に市長、病気で倒れられまして
ね、一般質問においでにならないというのは、
私は初めてだと思います。私で一般質問最後
でございますが、政策的な判断、それから、
選挙で付託を受けた、選挙民から付託を受け
た言わば市政の最高責任者としての考え方、
こういうものが一般質問等に出されると。そ
こに行き着くまでに、さまざま行政課題を細
部にわたってお尋ねすることありますけれど
も、私はそういう場がこの場だと思っております。
本会議の場というのはですね。ですから、な
るべく市長の市政の最高執行責任者の本音を
ただして引き出すと、こういう事に、実は情
熱を傾けてまいりました。そんな意味合いか
らしますと、市長も一部公務復帰が12月の
末になるということですから、市長代理とす
れば、なかなかつらいお立場で一般質問に。
もう少しで終わりますから、御辛抱いただき
たいと思うんですが、何点か再質問考えてお
りましたが、少し絞りまして、任にあらずと
いう意味じゃないですよ、それに近いニュア
ンスもあります。絞りましてお尋ねをしたい
と思うんです。その際、これからお答えにな
る中身は、桜井市長の意を体してお答えに
なっていると、こういうことで受けとめさし
ていただくと、こんなことで。そうしなけ
れば話になりませんので、そういうことで、
職制上はもう当然、地方自治法にあります市
長の職務代理でございますから、長としての
権限はそういうルールになってますからね、
問題はないんです。しかし、ご本人にとって
見れば、なかなかしんどいことだろうと、一

方でご同情申し上げる次第なんです。それで、重ねてお尋ねをする部分は、行財政運営の（２）の、この実施予定の見直しの問題でございます。今のお答えでいきますと、ほかにもあるのかもしれませんが、体育センターは各団体、利用の皆さん方と話し合いをしなければならぬということでございます。三井美唄幼稚園の問題については新たに、新たに幼保一元化に関して検討しようと、これは前向きな話ですね。新たな、言わば発想の転換というものも出てきてるわけございまして、これは南美唄の地域を今後考えた場合に、どういう選択がよかったのか、従来示していた考え方を転換をして、中長期の視点で見ようということだと思います。これはぜひ、国も今、幼保の一元化について、きちっとしたルール化に向けて議論をしてるようです。なかなか結論出るのは大変なようですけど。功罪共にありというふうに私も理解をしております。それぞれ、中央における全国を取り締まる団体もありましてね、利害関係もあるんでしょう。見えないもつれた糸もあるわけですし、素直に幼保の一元化の是非を議論をするというだけじゃなくて、そういった背景もあるということですから、ぜひ純粹にこの地域の中でどういう、ひとつ施設を新たな子どもたちの施設を講じることが市民利益にかなうのかという視点でご議論いただきたいと思いますから、この部分は置いておいて、体育センターですね。このことについてちょっと、なぜなのかというのが今のご答弁でわからなかった、よくストンと来なかった。ということも、こっちだ、教育長ですね、でございます。と言いますのは、私、財政健全化計画の

素案づくりの時に、嫌な話ばかり市民の皆さんにお願いをするわけございまして、御負担をお願いするか、住民サービスの低下をお願いするか、早い話しこの２つだったんです。ですから、この事に関しましては、私自身も、例えば働く人方にとって、この財政健全化計画に出されてるメニュー、こういうものが果たして許容できるものなのかという事で、随分悩みもいたしましたし、そういった場面でぜひ弱者に配慮した、そういった見直しをしてほしいということも議会としても御要望申し上げたことを記憶してございます。その際、これは原課だけの問題ではなくて、最終調整をする、財政健全化計画の見直しを仕切る総務部財政課、そこの考え方にもよりますけれども、十分相手さんと話をして、分かりやすい説明をすると、できれば合意をしてもらいたい。あわせてその際、聖域はないということを理解をしてもらった上で、ひとつ合意形成の努力をしてくださいと。一方的なことはやっちゃいけませんということも申し上げたつもりでございます。それ、私が申し上げたんでなくて、議会として申し上げてるんです。平成20年12月19日付で、当時、基本問題調査特別委員会から議長に対して、市長に挙げてくださいという事で要望書をお出しをいたしました。当日直ちに市長に対して要望書を出してございます。この中で、今申し上げたことですね、文言読み上げれば、「市民との合意形成について、計画は民主主義的につくられなければなりません。市職員の発案や市民との双方向議論を行い、十分な議論をかけた素案づくりであるべきでした。」これはそう時間かけてないということ言ってるわけ

ですね。「しかし、今からでも遅くはありません。計画の成案化に当たっては、公立病院特例債借り入れをまず実現するための大枠のものと、市民生活に直結する個々の具体的なものを区別し、相手の立場に立って丁寧な説明と合意形成を前提にするよう心がけ、説明に当たっては、よくわかり、詳細で聖域化のないことが理解できるようにすべきです。」ということ整理をしてお出しをしている。ご記憶にあらうかと思えますけれども。それで、事前の合意というのはなされているという、実は思いでございましたが、ただいまの説明でいきますと合意形成がなされていないということだそうです。合意形成がなされていないものを一方的にやっちゃいけないが、合意形成がなされない理由というのは、果たして何なのか。時計の針戻して計画どおりやれということは、今申し上げてるんじゃないんですよ。ほかの説明する時に、ほかの団体、既に廃止になった、それから開館日数をずらした、時間も短縮した、なんせお金を浮かすためにやったんだから。こういうところに説明する際、なぜ体育センターが先送りになったんですかと言ったときに、私説明の材料が乏しいからお尋ねするんですけど、体育センターは、これは小さい体育館ですけどね、ある程度サークルでご利用してる人も多いそうです。それから、東明等の地域体育館とのかかわりで、そこのご利用が体育センターに移られたという方もいるのかもしれない。結構な団体ご利用されてるということでございますが、総合体育館、冬寒くて利用しづらいという声ありますけれども、総合体育館という美唄には1つの大きな建物がありましてね、その利

用状況が仮に、仮にですよ、もう入り込む余地がないと、こういうことでしたら、元々これを廃止をするということが、居場所をなくするということとイコールだったわけですね。あなた方は、代替施設も用意できないし、ひとつ自分たちで自助努力で見つけてくださいということをお願いしながら廃止提案ということ、でなければ、整合性がないですね、代替施設の空きがないとすれば。この辺、ただいまの御答弁ではわからないわけですし、ここで総合体育館の利用状況ですね、時間ごとに毎日の利用状況を示してくださいとは言いません。疑いませぬので、実際そういった空きがないのかどうなのか、利用できないのかどうなのか、この辺、お答えいただけますか。そうであれば、なるほど、やはりこれは存続の方向で議論しなきゃならぬではないかということにもなるかもしれませんね。ひとつそこそこ、お尋ねをいたします。

それからこれは、奨学金の貸付金ですけど、教育長、教育長、ちょっと顔見てください。奨学金の貸付金ですけどね、私壇上で申し上げましたけれども、今この教育にかかるお金というのはずいぶんかかるということを言われて久しいんですけど。11月の、これは朝日新聞ですけども、14日、政策金融公庫の調査、家庭の年収に対する教育費の負担、4割近くに上ることとか、それから、景気の低迷で年収は減少するけれども、所得の低い人ほどこの教育費、授業料や通学費、教科書代といった在学費用が増加してる、ウエートからすれば。この調査でいけば、年収200万以上400万未満の世帯、在学費用が166万7,000円かかっていると。この負担

割合、年収への負担割合は56.5に上るといふようになっております。以前から教育費のウエートというのは高いと、これは政策金融公庫と、なぜかといいますと、教育ローンですね、教育ローンを受けられてる方を対象にしたアンケート調査です。奨学資金の貸付金を見直すと言ったときにも、心配したのはこの点でございます、これは、額的に言っても返済条件にしても果たして十分だったかどうかというのは別にしまして、ご利用があったわけですね。なかなかお返しだけないということもありました。奨学資金の返済に関して、なかなかご利用していただいても返済していただけないという悩みもあったようでありますけれど。これ道社協がメニューとして持ってるやつを使えるから、そっちの方が条件がいいということだった、そういうご答弁。教育長がおいでになるときだったでしょうかね、教育部長さんのときだったでしょうか。そういういいものがあるなら、それはぜひご利用いただいた方がいいと。一方で実態が調査されてないという御答弁でした。どうなってるかと。制度はなくしたと、しかし、その後どうなってるか実態は調査していないということでした。これ、機会を見て、ぜひ調査をしていただきたいと思いますよ。これ準備もあるでしょうからね。ただ、この貧困というものの問題が惹起をして、そしてさらに貧困の連鎖とか、それから、特にそれが母子世帯等に非常に深刻な問題として出てきてることとか、高校に行かせたくても塾の費用も捻出できず行かせられないとかですね。こういう事も随分社会問題として言われておりまして、これを何とかしなきゃならんと、

この奨学金がすべて解決するとは、そうは思っておりませんが、最低でも教育委員会でおやりになることは、少く、現在活用をしていただきたいということでお話があったこの道社協が窓口とする生活資金ですね。これの具体的な内容と申請に当たってのノウハウ、御相談を受ける受けないにかかわらず、学校の進路指導の先生方等にお話をして、きちっとその情報を親御さんや家庭に伝わるようにするということがまず1つです。そして、この制度はぜひ積極的にお使いくださいということで、お示ししてあげるという役割が市町村教育委員会にあると思うんです。ぜひ、この利用状況、道社協でメニュー持ってるやつがどう使われてるか、そして果たしてそれが使い勝手がいいのか、申請のときにどんな問題があるのか、ここの社協の窓口でできるのかということも、十分把握をしてください。足しになるものに、ぜひ当初の計画どおり、目論見どおり有効活用、他に活用できるものがあるということが、文字どおりそうなるようにお取り組みいただけないだろうか。この2点ですね。

それから住宅行政で1点お伺いします。自治会と共益費の問題でございますが、2,000円から2,500円、明日詳しく、公営住宅にお住まいのエレベーターが設置されてるところの自治会長さん、もしくは役員の方にお話を聞くということで、米田委員長のもとで調査をする、所管事務調査をするということになっております。今日までも議会が議会報告会を行いまして、その場でいただいた御要望、注文がありましたが、それを受けて、直ちに所管委員会で所管事務調査をして、そ

して、現場の原課の現状についてのお話もお聞きをしています。これは、この場合は、所管事務調査は市政の最高責任者が出られませんから、一般質問で今までの議論というものも整理をした上でお尋ねをするわけですけどもね、2,000円から2,500円というのが高いというか妥当だというか、私はちょっとよくわかりません。ただ私は、ゆたかニュータウンがすぐ見える場所に住んでおりました、2階からですと住宅の状況がよくわかります。こうこうと電気がついてございます。通路灯と。大規模住宅ですからね、1階、2階、3階、4階、5階、6階、7階、8階と、こうあるわけです。それぞれの階、間に通路灯がある。それから、エレベーターも頻繁に使われますね。それから、あるところに行きますと、上水道、これを各1戸ずつのところに配布をする、そういう仕掛けもある訳ですが、タンクに入れて、そして持って行くんですが、そのポンプアップのための電気代、これらもかかるわけですね。そのかわり非常にあったかくて燃料代はかかんないのかと思います。非常に快適にお住まいいただけるというお話も聞いておりますけれども。これは、そこに入ることによってかかる経費なんですよ。マンションで言えば共益費ですね。現在、この共益費を巡る、言わばいざこざと言いましょうか、社会問題化しているところもございいます。マンションが老朽化をするということと、入居者が共益費を払えなくて退所してしまっ、そしてその部分が残った入居者にかぶさってくと。当初の予定と違う。だんだん古くなりますから、維持費はかかるんですが、そのほかにそういった要素も出てくる。

まだ美唄のいわば高層住宅、そこまで問題は出てないのかもしれませんが、やや共益費が御負担いただけないところもあるようにも仄聞しています。そこで、この自治会が共益費を集めると、これは自治会費と、それから、建物の共同の維持管理経費と両方あるわけでございますが、ご案内のとおり自治会費というのはこれは任意でございまして、出入り自由、一方この共益費に関しましては、入居している以上支払いの義務がある。裁判所の最高裁の判例でも明確でありまして、抜けるから戻せって言ったら、自治会費しか戻して来ないというのがありましたですね。これは高層住宅、美唄の新たにできましたエレベーター付きの住宅にも言えることでございます。何とかこの共益費負担を軽減できないんだろうかという事で、実は悩みました。所管事務調査でも私の方で御提言したことがあります。それは1戸住宅であれば通路灯というのはいらないわけございまして、これは恐らく防犯灯か街路灯になるだろう。ずーっと横にあるやつですね。今は電気代節約のために間引きしてるんですよ。10本あれば5本くらいしかつけない。それから、夏はマイマイガ入ってきますから、全部消せって言う人もいるそうなんです。そういう状況なんです、これを街路灯等とみなして、市の街路灯設置維持補助、これの該当にならないのかどうか、ぜひ検討してくださいという事を、今そこに座っておられる都市整備部長に申し上げたんです。都市整備部長は、最初研究って言ってたんですけど、研究というのはしないことだからという事で、検討に改めて頑張りますというお話もいただいたわけでございます。

その後、内部でも検討し、この本会議一般質問に臨んだと思われまますけれども、今申し上げました具体的な点を含めて、この軽減策、どのように対応なさろうとしてるのか、また、一応考えてみたけど無理だったと、こういうことなんです。ひとつ、お示しいただければと思います。公営住宅については、以上でございます。

さて、ごみの問題でございます。しばらくしますと総合計画の審査、基本構想を議決するための議会での審査が始まるわけでございます。4日間程度の日程をとって十分やろうということでございますが、その場でもできますから、今日ここで白黒つけるということではできれば避けたい、こう思います。できればですね。それで、1つ目のなぜ高温高圧リサイクルにしたのかということ、これは、今までも同僚議員の御質問にもあったとおりの内容が答えられたわけでございます。今までの調査委員会の独自の調査、ここでも議論をいただきました。それから、議員協議会でもこの計画ができて、パブリックコメントを出す前の説明もいただいて、そこでも質疑をさしていただきました。重複するかと思われまますけれども、私は大変な今政治判断、政策判断が求められている事業だというふうに思うんです。なぜそう言うかといいますとね、来年度の環境省の補助を受けることが、この事業建設の1つの条件になってるわけですね。通常、来年度の補助事業というのは、御案内のとおり国が概算要求を取りまとめるのが夏であります。8月いっぱいです。市町村がこういう仕事をしたいということで、国に対して道を通じて話をするのは、最低でもその前、

以前でなきゃだめなんです。その前以前。道は国から、どういうやり方かわかりませんが、物によっては、この手の物というのは、そうそうたくさん出るんじゃないから、1件審査で対応するという場合もあるかと思われまます。これがどういうものかわかりませんが、これから意思決定する話ではないと思うんです。政策判断、この事業をどうするかという機種の選定含めて既に終わってなきゃならんはずなんです。終わってるんだって終ってるんだって答えていただきたい、そういう理由でね。最近変わってるのかもしれない。来年度の予算、国の予算だから3月31日までに申請したらできるというふうになってるのかもしれないけれど、通常それは余り考えられない。この補助申請のタイムリミットの問題、そしたらあれが悪いとか、これが悪いとかといえないんですよ、これ。もう既にやってしまってますと、申請してますと、こういう状況であればそうだとおっしゃってください。申請でも1段階、2段階あるでしょう。概算でお示しして、そして正式な申請となるかもしれない、これが1つ。

それからもう1点は、岩見沢の問題です。先ほどの御答弁でも、岩見沢の問題というのが課題ですということがございました。課題何点かありましたでしょう。岩見沢の検討時期というのも、そういうのもあったわけでございますが、岩見沢だって3月に結論出すってやつ、3月ぎりぎりまでわからんということにはならんと思うんです。様々な問題を

課題を挙げて、そして、最終結論を出すというのがどなたなのかですね。岩見沢もじゃあ燃えるごみの処理をどうするかということも、注目ですから今ですね。これ3月の結論というのが、実際そういう状況なのか。どっちつかず、どうなるか皆目わからない。押さえておられる情報では、岩見沢とは組めないということ为前提にした岩見沢の検討なのか、6つも7つも8つも選択肢があって、その中が議論してるからわからない状況なのかね。今後のスケジュールのことも今申し上げましたが、私どもが青筋立てて議論をするもう時期は終わった、であれば終わったと言ってください。そうすれば、そのまた次の考え方が変わりますから。それが、私の再質問ですね。それから、ごみを減らすという事とリサイクルするという問題、これは、中間処理施設がどうあるかが、これ未来永劫やっていかなきゃならない問題ですね。今お話を聞けば、さまざまやってきたという趣旨のお話だった。私は掛け声だけではなかったかという事を苦言を呈したいんです。時間が止まっちゃってるんでないかっていう気がしてならないんですが。埋立地の処分場の現状というのは、これは建設時点ですが、平成19年、2007年の4月から平成34年、2022年の1月まで14年10ヶ月、ここに埋め立てをしようということで計画ができました。そして、この穴の量、計画埋立量は10万5,000立米余り、1年間に7,000立米を埋めていきますというので概要が示されてるんですね。これ何埋めるかっていうんですが、これ可燃物が全体の36.8、し尿の汚泥9.5、それから破碎不燃物、これは前処理をし

て壊して埋めるやつでしょう、これが25.2、焼却残渣、これは中間処理をして、そして埋めるという当初の計画でしたから、そうなんでしょう。そして覆土、これは最初に入ってきたときに土盛る、それから中間で盛るのと最終覆土と、これが何と25%、2万6,400立米もかかるんです、土埋めてるみたいなもんです。あの中ですね。ごみじゃなくて、25%は土を埋めてる。これらは当初からそういう計画があって、そしてこの量というのは、この時期になればいっぱいになりますと、14年10ヶ月経ったらいっぱいになりますということを言われたわけです。ですから、言われるように15年、15年しかもたないもの、あの穴の大きさは。だから何としてでも減量化して、有料化でもして、そして、排出を抑えようと、リサイクルしようということだった。具体的にこういうことが分かって、いろいろお取り組みになられた。私はごみの問題、随分この有料化のときに有料化するべきだという事で、有料化を早めるべきだという事で一般質問しました。桜井市長に迫ったことがあります。市民の負担増を迫るなんて議員どこにいるんだと怒られましたけど。それは、この有料化を契機に市民の皆さんが、一人ひとりがごみ問題を考えていただく、毎日の生活のことで、特に、家庭からごみを扱うお母さん方に考えてもらいたいと、こういう思いもあったわけでございます。

そこで、その時に私が敬愛をします工藤正義先生がこの有料化に向けた、そしてごみの減量化に向けた審議会の代表をなさってました。平成18年の9月の5日に答申を出されています。これは有料化を図るべきだという

答申をなさってるんですね。ここに減量化の方法というものを具体的に書いてる訳です。繰り返しお話を申し上げるまでもないのかもしれないかもしれません。現行のごみ分別方法は、当面は大きな変更を行わないで集団資源回収を促進する。生ごみ堆肥化容器購入補助事業の助成を推進し、家庭や小規模事業所で生成した堆肥の利用や、飼料の有効活用に促進する。家庭菜園や花壇、市内の公園の緑地ということ書いています。それから、不法投棄対策も書いています。ポイントは集団の回収、資源回収と生ごみの排出抑制でございます。あわせて、事業系のごみの手数料の見直しも言及をされています。その後、市がこの答申を受けて、具体的にどうしようかという実施計画をつくって、ほぼ答申に準じた内容です。生ごみの堆肥化に向けた助成制度なんてやりましたか。コンポストの助成制度なんかやりましたか。有料化のときに市民からいただく目論みでは、1世帯8,000円でしたよ。40リッターの袋で換算しますとね。それいただければ1億程度、1億までいかないかな、そんな計算でした。ぜひそうやって入る時に、そういった手を打って、減量化対策を具体的に強力にも進めるべきだということを申し上げた。やらない。この間ですね。それから集団化の問題もごみ処理基本計画の中に、この現状の整理が出されています。市民の皆さんもこの町内会等で集団で紙類等を出すことについて、非常に熱心に取り組まれておられるというようなアンケートの結果も出されていました。9割の方が町内の集団回収に協力しておられるということも書いておられた。しかし現状ですね、札幌から業者がおいでになる

ことも、これは行政で組み立てないでやるものですね。おいでいただいている、どうなるか先のことわからない。集団回収にかかわる業者の皆さん、もうやってられない、歳だし。もうやめたい、来春からやめたいというようなことも、それぞれの町内でお話しされてるのもある。こういった集団回収を充実させるための対策、具体的に講じてない。家庭から出るごみ、そして事業系のごみの分析はこの一般廃棄物処理計画にはない。私は一言で申し上げれば、具体的な有効な実効性のある対策を示して、講じて、実行して、そして徹底したごみの排出抑制、資源化を図ってその上でどうするかということ、市民の皆さんと一緒に考えるのが中間処理施設の建設のあり方だと思うんです。そのためにパブリックコメントがあるんだから。午前中のご議論の中では、私は答弁がちょっと、どういう趣旨なのか理解に苦しんだわけです。私は、わかりやすく御答弁いただきたい。お願いしたいんです。1つは、タイムリミット含めて、今さら何を議論すればいいのかという状況を心配するが、そのことについての現状と事実経過、それが1つ。もう1つは、徹底したごみの減量化や資源化に今まで取り組んでいなかったんでないかということ、厳しく申し上げたんですが、お答えください。

それから、再質問の最後になりますが、自立支援プログラムですね。先ほど釧路のお話をいたしました。私、北海道新聞に連載をした記者さんですね。本田良一さんという方ですが、昭和34年生まれの方です。この方が、「ルポ 生活保護」という、これは中央公論社で出しているんですね。今年の8月25日

発行したもの。ここに、釧路の取材を通じて感じたことをまとめて書いておられます。生活保護行政の現状と課題と、何が今足りないのか。特に、子どもたちに対する、先ほど言いましたが貧困の連鎖と貧困問題、社会の問題として取り組むべきだということが書かれておまして、非常に感動を持って読んだわけでございます。その中に、釧路の自立支援プログラムの取り組みのことが紹介がございました。冬月荘という地域福祉の拠点、これはNPO法人が運営をするところでございますが、そこで、釧路市内の母子家庭などの中学3年生達、無料の進学勉強会をそこで開催をしているということでございます。教える先生方は、学生さんや市役所のケースワーカー、社会人、経済的な理由で塾へ通うことができない子どもたちの勉強をサポートするだけでなく、子どもたちが気軽に集うことができる空間にしようとするという狙いもあるという事で、生き生きとした、この冬月荘での勉強の姿が書かれているわけでございます。私は何をやるにせよ、すぐこれお金どうしてるのかなと見る癖がありまして、この取り組みは、費用につきましては10割補助、セーフティーネット支援対策等事業費補助金でこの運営をしているということでございます。厚労省の補助だというふうに思いますが、釧路は、この取り組みはさっき言いましたように、20人に1人、生活保護産業と言われるぐらいに生活保護家庭が多い。こういう特殊事情がありますけども、美唄も30%を超えるパーミルでありますから、30人に1人なんです。いずれそうなっちゃうかもしれません。人ごとではないわけなんです。少しでも、先

ほど言った貧困の連鎖を止めるために、高校の進学が、塾に行けないことによって行けなくならないように、生活保護家庭だけではなくて、ボーダーライン、特に母子家庭で頑張っておられる、そういった家庭のサポートをする。私は、拙速はだめですけども、頑張ればケースワーカーの皆さん方、そしてまちづくりにかかわる皆さん方、頑張れば、私は勉強を教えるような能力もありませんから、別な形でお手伝いできるのがあるのかもしれないけれど。恐らく市内には個人的にもそういったことを対応してる、ご本の読み聞かせをしてるという方もおいでになるようですし、個人的に教えておられる、無料で教えておられるという人もおいでになるというふうに仄聞いたします。ひとつ生活保護行政プラス福祉行政、こういったことでの取り組みとして、美唄でも十分検討いただけないかと思うんですが、お読みいただいたら私の気持ちになると思います。読みましたんでお貸しますので、ぜひ、ひとつ参考にして取り組んでいただければありがたいと思いますが、ご答弁いただきたいと思ひます。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、公営住宅行政についてであります。自治会と共益費ということでございますけども、自治会につきましては、入居者が共同生活を営む上で団地全体の入居者が協力して管理運営をしていくための自治会を結成いたしまして、団地入居者相互の親睦を図り、適正な管理を行っていただいているところでございます。共益費につきましては、このよ

うな中で、今後とも各団地の状況を十分把握しながら、公営住宅全般の全体経費のコスト削減が、結果として共益費の削減につながるような、今後の施設整備及び維持管理のあり方について、さらに検討会を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理行政についてであります。今回、一般廃棄物処理計画という形でご説明申し上げまして、その計画の中で、中間処理施設については処理方式をご説明申し上げているところでございますけれども、今後、道を経由して具体的な実施の段階に入りますと、道を経由して交付金の申請という形になりますけれども、交付金の申請というのはこれからという形になってございます。それで市といたしましては、あくまでも一般廃棄物処理計画にのっとり、高温高圧の方法で進めたいという考え方でございます。月形と岩見沢でミニ広域という形を前提として計画をつくってございます。岩見沢の問題もございまして、これについては3月末ということで、時期的なそこら辺の調整がどうなのかということでございますけれども、それと補助申請との兼ね合いということでございまして、あくまでも市としての考え方としては、今の計画で進んで行きたいということは基本でございまして。ただし、岩見沢が3月末で一定の考え方が示され、結果として一定の条件が整えば協議するというのもやぶさかでないと考えております。それについては、基本的に道が、空知総合振興局ですけれども、そこが中心に広域化を推し進めているという段階にございます。また、補助申請を道を経由して国に行くと、そういう中で、そこら辺の夕

イムスケジュール的な問題につきましては、今後さらに道と協議させていただきたいと考えております。

それから、ごみの減量化でございますけれども、まさしく3R推進、特に減量化・資源化ということでございますけれども、今後ともこういう形で、現実的にごみの処理について、これだけコストがかかるという状況でございますし、埋め立て、中間処理含めて減量化するのが一番いいことございまして、もちろんそれに当たっては、今回の要望書でも示されております市民の暮らしにとって一番身近な課題でございますので、基本的にごみを減らすということは、市民の協力なくしてはできないというふうに考えてございまして、そこら辺、さらに基本に立ち返って、そういった視点からごみの減量化に向けて取り組んでまいりたい。このように考えてございます。

それから、3点目でございますけれども、自立支援プログラムということで、釧路市の取り組みの事例ということでございます。やはりこれからは、生活保護なら生活保護単体だけではなくなかなか課題解決にはつながらない。やはりまち全体が、庁内、福祉とほかとの連携を含めて総合的な形で課題に当たらないと、なかなか自立支援につながらないというふうになっていると考えています。今後とも、やはり貧困の連鎖を絶つ事につながるような取り組み、もちろん厳しい環境のもとで住民の生活を守るといいますか、社会保障としてのセーフティーネット、これの生活保護と基本でございまして、もちろんこれは法定受託ということで、基本的には国の事務でございますけれども、市町村としてさらに住民の自立

支援に向けてつながるようなプログラムについて、必要な対応に努めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 紫藤議員の質問にお答えいたします。

初めに、体育センターについてであります。体育センターの閉館後の代替施設として、総合体育館と学校開放事業の利用に加え、体育センター近くにあります人材開発センターの体育館の利用を考えておりましたが、利用団体からは、体育センターは現状で使用可能な施設であり、継続利用への強い要望があったことから、閉館後の利用者団体による自主運営などについても検討することとしたものであります。公共施設におきましては、これまでも廃止後解体せず、その施設を有効に活用しているものもありますが、多くは廃止前から地域で運営できる組織があり話し合いを重ねてきております。体育センターにつきましては、不特定多数の個人・団体での利用であり、この事から廃止後の管理運営方法についての話し合いに時間を必要としているところでございます。

次に、奨学資金貸付金についてであります。経済的な理由から就学する機会が制限されることのないよう、今後におきましては貸付金制度について、中学校や高校への情報提供を行ってまいりたいと考えております。あわせて、この利用実態についても把握してまいりたいと、このように考えております。

議長内馬場克康君 13番 紫藤政則議員。

13番紫藤政則議員 財政健全化計画の実施見直しですね。それぞれ、なぜ見直しをし

たのかということが、聞けば聞くほどだんだん掘り下げてわかってきたわけでございます。この部分、これは、答えていただかなくてもいいですけども、こっち側の方になると思うんですけど、見直しというのは人の目を気にしながらやってほしいということですね。同じようなところもあるということ。ですから、要望書の数が多いとか、声がでかいとかでね、やっちゃだめでしょう。今言った理由ってどうか、今一という部分もありますけれども、その理由、明確にして、見直すのであれば見直すための手続が、私は必要だという気がするんです。これ何度も言ってるんです。計画つくるときは、こういう計画できました、ご議論していただきたいとあるんだけど、見直すときは勝手に見直してる。勝手にということは悪いのかな、執行権だからこれは執行権でいいんですけど、どうもどこかで誰かが見直してるというような気がしてならないんです。常にこの計画というのは、市民とともに実行してくという視点が必要ですし、事後整理であってはならない気がしてなんないんですけど。くどくど申し上げませんが、そういう思いをあえてお伝えしておきたいと思えます。この部分はお答弁結構でございます。

それで、やっぱりごみですね、ごみの問題ですね。先程の市長代理のご答弁はね、タイムスケジュールの問題は、これから補助申請するんだから、道と協議したいというお話でした。さっきと同じことを言うんですけど、真剣に私も選択肢含めて議論をして間に合うんですか。あのね、ここは機種選定を、是非を決める、まずないです、意思決定じゃないですから。具体的に議会がかかわるったら

何かと言いますね、予算づけでないんでしょうか。でかい工事なら契約締結の件、意思決定どうするか。予算は来年の3月ですから、3月議会です。一方、総合計画の基本構想、議会の議決事件、これは基本構想と前期基本計画と、それから3年間の事業計画、インデックスと、これは対であるけれども、議決する対象は基本構想。基本構想にこの高温高压がどうだとか、どうするとか、このことに関して、議会がこの部分をあえて言及して、基本構想の中に突っ込まない限りは議決できない。せいぜい要望するか、全員で要望するか。けれども、この議会で残されてるのは、あと基本構想の時の議論なんです。ここで選定含めて白紙に戻しなさいという、もしくは具体的にこうすべきだと、いろいろ議論しましてですよ、どんなふうになるかわかりません。まだ委員会スタートしてませんから。出てきた後検討するというふうに答えるのかもしれないけども、その辺のところですね。ありきでいるんでないかっていうのが、どうも消えないんですね私は。これからだってお話もされてるけども。なぜそういうこと言うかといいますと、これは、この一般廃棄物の処理計画、その上に環境基本計画があるはずなんです。その上に総合計画がある。3層計画。そして一般廃棄物処理計画が何でこれに合わせてやらなきゃならんかという、でかい支出がある。20億を超える支出が、急がなきゃならない。来年度予算から設計費に金かけなきゃならんところなんです。ここです、これは、これからの審査の中で、執行側と議会側と十分意思疎通を図りながらやらなきゃならないことですが、方針転換が可能

なのかどうか、もしくは先送りが可能なのかどうなのか。何でもだめだって言ってしまう、可能だって言えば可能ですけども、物理的に。いや、具体的に市民の合意形成とか、議会の議論とか、それからパブリックコメント等とかまちづくり基本条例にある1つの事業をする時の美唄のまちづくりの進め方ですよ、ルールがある。そのルールに問題があろうとも、これが最良の選択だと。あとは、腹切る覚悟で市民説明する、理解いただけるしかない。こういうお気持ちならね、そういうお気持ちぜひ出してもらいたい。私4回聞きませんから、これで終わりますから。一生懸命議論したって、もう決まってるんだし、のらりくらりで終わるっていうのなら、これは一生懸命議論するのが意味がなくなってしまう。5時までにはやめますから。昨日もどうしたらごみ減るだろうかと、一般廃棄物処理基本計画のごみの将来予想っていうのはじいてみたんです。前の時も、14年以降のやつも私古い資料ですけど持ってます。その時ははじきました。そのときは、先ほど言った20数%の覆土するための土の量もわかるように出たんですよ。埋め立てするごみの量の28%増しとかなんとかって、計算でそれを足してって、そして穴が埋まってくよって事が、これは、そういうことも入って、埋立量というのを出してると思うんですけども。先ほど言いましたけども、21年末で残された容量が7万6,000立米だと。このままずっとごみを投げ続けてたら、平成28年ですね、例えば、平成16年の台風ありましたけども、ああいうのがあれば、どんと増えるんですけども。だけでもそうでなければ、このまま

投げ続けたら、28年で満杯になる。28年度、平成29年の3月で満杯になるという将来予測のやつと、それと中間処理をやって、一定程度ごみの減量化に励んだらというやつがあるんです。ただ、もう1つの将来予測というのは平成32年で止まっちゃってるんだ。これ足していくと、電卓たたいて足していくと、平成32年で中間処理を計画どおりやるでしょう。そうすると21年末7万6,000立米の残余容量が、平成32年末で4万4,205、引くから3万1,700立米の残容量の計算になるんですよ。3万1,000立米ある。そして、毎年この最後の頃になると、どれだけ埋め立てるかっていうと1,500立米ぐらいになる。そうすると、単純にいくと17年持つってことになる。32年から17年持つということになる、17年。当初、中間処理をして、そして、平成24年から中間処理が稼働した場合に、持つのが平成33年まで15年だ。中間処理をして26年から稼働しても私の計算間違いでなければ、平成32年プラス17年、ここまで、まだ穴が持ちますよという計算になるんです、こう見てきますと。それであれば、市民の皆さんに当初15年で満杯になって、そのあとじゃまた、23億なるのか、いやいやその間ですね、前処理するための機会が壊れちゃうとか、耐用年数来るとか、この間みたいにビニールシートやるのに1,900万かかるとか、これいろいろ出てくるかもしれんけども、もう1つ穴を掘るって、これ間違いのないそういうスケジュールだったでしょう。そのために何とか減量化図ろうとあっても、この計算でいけば、今20億投資したら平成49年まで持つとい

う計算にならないの、これ。計算間違えてて、ばれたら恥ずかしいから答弁要らないけども、その計算に関してはね。そうなれば、これもまた市民の皆さんの選択肢になるでしょう。ここらのこともこれありで、これありで、これ以上何言っても恐らくさっきの答えしか出てこないでしょう。市長代理の顔見てるとそういう顔してるからね。できませんとか、できるとか、もう決まってますなんてことは、これは口割けても言えんでしょう。実際、その合意形成できる、やれないこととやれること、やっちゃったこと、こういうのを明らかにしながら議論しなきゃね、これは信頼関係なくしてしまう。我々が外に出て、ごみ突然20何億出てきてまいてるんだと、それだって耐用年数7年とか10年しか持たんやつやるんだ、そうこうしてるうちに、またもう1つ穴掘らなきゃならん、これからごみに係る経費大変なことになるって言うか、今これやっとならば手順は間違えたけども、手順は間違いなく積み上げでやってないけども、今やれば、現在ある最終処分場の耐用限界がこんなに伸びてくよと、結果としてコスト減につながるよというような話ができるかで、えらい違うじゃないですか。ご答弁できることがあればしてください。

議長内馬場克康君 市長職務代理者副市長。

市長職務代理者副市長板東知文君 ごみ処理行政についてでありますけども、やっぱりごみということは、市民生活の身近な生活に直接かかわることをございまして、先ほども申し上げました業者の責任は責任として、やはり市民の協力なしでは、ごみの減量化なり、まさに3Rそのものは進まないというふう

考えております。そういう面では、今やろうとしてます一般廃棄物処理計画につきましても、一応26年4月1日供用開始を前提にした場合、今のような計画のスケジュールということでございますけども、あくまでもこれまで我々検討してきた結果としては、計画上のあくまでもああいう方向が望ましいという判断に至った経過でございます。対分的な問題につきましては、月形との協議の経過、それから市民負担の問題、さらには、道を中心にさらに広域化を進めるべきだという考え方も強くありまして、岩見沢が3月という形で一定方向を出すということもございますので、ここら辺は、特に交付金の申請等も含めて、さらに道に補助申請のスケジュール等の確認すると共に、その他の課題についても実施に向けてはさらに検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 4 時 5 4 分 散会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____